



平成 2 6 年 第 7 回  
占冠村議会定例会会議録



自 平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

至 平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日

占 冠 村 議 会

平成26年第7回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成26年12月15日（月曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期決定について
		議長諸般報告
		総務産業常任委員長報告
		村長行政報告
日程第 3		一般質問
日程第 4	認定第 1号	平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	承認第 1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第 6	議案第 1号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 2号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 3号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 4号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 5号	占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 6号	占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 7号	占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 8号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 14	議案第 9号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 15	議案第 10号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

ついて

日程第 16	議案第 11号	指定管理者を指定することについて
日程第 17	議案第 12号	富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について
日程第 18	議案第 13号	平成26年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 19	議案第 14号	平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 20	議案第 15号	平成26年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第 21	議案第 16号	平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 22	議案第 17号	平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 23	議案第 18号	平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 24	議案第 19号	平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

### ○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治君	副議長	(空席)
	2番	長谷川 耿聰君		3番 山本 敬介君
	4番	五十嵐 正雄君		5番 佐野 一紀君
	6番	工藤 國忠君		7番 木村 一俊君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

村 長	中村 博君	副 村 長	堤 敏満君
会 計 管 理 者	小林 潤君	総 務 課 長	田中正治君
企 画 商 工 課 長	松永 英敬君	保 健 福 祉 課 長	小尾 雅彦君
産 業 建 設 課 長	岩谷 健悟君	林 業 振 興 室 長	田畑 泰行君
ト マ ム 支 所 長	多田 淳史君	総 務 担 当 係 長	蠣崎 純一君
職 員 厚 生 担 当 主 幹	細川 明美君	財 務 担 当 係 長	野原 大樹君
企 画 担 当 主 査	中里 安紘君	交 通 安 全 主 任	佐々木 智猛君
商 工 観 光 担 当 主 幹	後藤 義和君	戸 籍 担 当 主 幹	石坂 勝美君
社 会 福 祉 担 当 主 幹	高桑 浩君	保 健 予 防 担 当 主 幹	松永 真里君
介 護 担 当 主 幹	木村 恭美君	村 立 診 療 所 主 幹	合田 幸君
農 業 担 当 主 幹	阿部 貴裕君	土 木 下 水 道 担 当 主 幹	岡崎 至可君
建 築 担 当 主 幹	嵯峨 典子君	水 道 担 当 主 幹	小林 昌弘君
林 業 振 興 室 主 幹	鈴木 智宏君		

(教育委員会)

教 育 委 員 長	藤本 重克君	教 育 長	藤本 武君
教 育 次 長	伊藤 俊幸君		

(農業委員会)

会 長 安 田 堅 吾 君 事 務 局 長 岩 谷 健 悟 君

(選挙管理委員会)

書 記 長 田 中 正 治 君

(監査委員会)

監 査 委 員 鷲 尾 心 英 君 監 査 委 員 木 村 一 俊 君  
事 務 局 長 尾 関 昌 敏 君

**○出席事務局職員**

事 務 局 長 尾 関 昌 敏 君 主 任 八 木 香 織 君

開会 午前10時00分

(「異議なし」の声あり)

---

### ◎開会宣言

○議長(相川繁治君) おはようございます。

ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成26年第7回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、工藤國忠君。

○議会運営委員長(工藤國忠君) 12月8日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日15日から16日までの2日間といたします。なお、議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりであります。以上で、報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長(相川繁治君) これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長(相川繁治君) 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(相川繁治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、6番、**工藤國忠君**、7番、**木村一俊君**を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定

○議長(相川繁治君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月16日までの2日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長(相川繁治君) これから、諸般の報告を行います。

○事務局長(尾関昌敏君) 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は認定第1号から議案第19号までの21件です。審議資料の2ページをお願いいたします。2、議員提案による案件は意見書案第15号の1件です。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。審議資料の3ページをお願いいたします。平成26年第6回臨時会以降の議員の動向は、10月20日開催の広報特別委員会から以下記載のとおりでございます。審議資料の6ページから7ページは、平成26年度9月分の例月出納検査結果です。審議資料の8ページから9ページは、平成26年度10月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長(相川繁治君) 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、長谷川耿聰君。

○総務産業常任委員長(長谷川耿聰君) 所管事務調査に関する報告をいたしたいと思っております。

平成26年10月20日、占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村議会総務産業常任委員長、長谷川耿聰。所管事務調査に関する調査報告について。このことについて次のとおり事務調査を実施したので報告する。

記、1、調査期日、平成26年10月14日。2、調査項目、(1) ニノウキャンプ場管理状況について。(2) サイクリングターミナル等解体後に、なっておりますが、のに訂正をお願いします。申し訳ございません。状況調査について。(3)

レクの森管理状況について。3、調査経過、調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、調査結果、(1) ニニウキャンプ場の管理状況について。管理状況は良好と認める。今後は一層PRに努め、利用客に親しまれるキャンプ場運営に努力されたい。なお、施設関係については次の7項目について早急に検討し対処されたい。

1、水道水の確保、2、バンガローの補修、3、和式トイレの洋式化、4、トイレの個室(狭い)ので改修、5、トイレの蛇口の取替え、6、駐車場の増設、7、福山方面へ行く道道の整備。(2) サイクリングターミナル等解体後の状況調査について。計画とおりに解体工事は完了している。整地については、一部コンクリート殻が放置されているので片付られたい。(3) レクの森管理状況について。レクの森に放置されていたテントハウス、東屋等の施設は解体が完了され跡地も整理されていた。レクの森は村立自然公園に指定されており、村民に広く知らせ、ナメコ栽培等の活用方法を再検討されたい。

裏面をお願いします。5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上です。

○議長(相川繁治君) これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長(相川繁治君) 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長(中村 博君) みなさんおはようございます。ただいま議長のお許しがありましたので、10月20日以降の行政報告を申し上げます。審議資料の4ページをお開きください。

まず報告事項について申し上げます。別に配付した報告書をご参照願います。

報告事項、(1) 富良野圏域における河川整備促進に関する要望活動について。富良野地区広域市町村圏振興協議会で実施している富良野圏域における河川整備促進に関する要望活動を10月28日に行いました。

全体要望では、近年の異常気象と思われるゲリラ豪雨、一部地域に短時間で集中的に大雨を降らす現象が多発しており、富良野圏域においても農業生産基盤の維持、住民の安全で安心な生活への不安が取りざたされています。そうしたことから早急な河川整備の促進、河川の適正な維持を図るため河床の土砂除去や立木の伐採を要望してまいりました。

個別要望では、占冠村からは①防災上から千歳橋～宮下橋上流、ネクスコ占冠中央橋付近の立木伐採による適正な維持管理、②道道夕張新得線占冠トンネル付近の鶴川本流にある落差工の環境に配慮した改修と魚道の設置を要望しました。

上川総合振興局からは①について、年次計画で実施しており平成26年度も実施する。②については、落差工の所有者が不明なこともあり、そこを整理して進める。平成26年度実施設計で平成27年度に改修するが、その際魚道を設置する。

①、②について以上の回答がありました。来年度以降も河川内の立木伐採、河床の土砂除去について要望していくものです。

(2) 占冠湯の沢サクラの森づくり事業「村民植樹祭」についてです。占冠湯の沢温泉森の四季を会場に、11月1日「村民植樹祭」を行いました。

この事業は、ニトリホールディングスの助成を受け、昨年より実施しております。本年はサクラの木に加え、村花であります、つつじの木を定植しました。

本年もトマム地区からの参加をいただき、村民と関係者を含め54名がこの事業に参加されました。

植樹の指導に当たられた造園業者より、昨年今年も苗木は3メートルほどあり、来年からでも桜を楽しむことができる。また、5年を経過する

と見栄えがするようになるといった説明がありました。

湯の沢温泉の庭には開設当時の桜が数本あり、毎年花を咲かせていますが、来春からは植樹した木も花を咲かせるようになります。

温泉につかり、花見を楽しむことができるようになりましたので、多くの方々のご利用を期待しているところです。

(3) 住民懇談会について。毎年春・秋に行っている住民懇談会を11月5日から11月13日の間、6会場で行いました。

各会場では、春の要望の処理状況と村の主な課題を説明し懇談に入りました。各会場の主な要望事項と村の考えについての概略は次のとおりです。

①11月5日開催のトマムコミュニティセンター。エゾシカ対策の関係で、猟区設定の状況、シカの生息頭数の状況の質問があり、村からは猟区設定の経過と予約状況並びに料金等について説明。生息頭数は、シカの数自体は若干の減少の兆しはあるものの夜間の出没が増えている状況であることを説明しております。

福島原子力発電所の放射能関係では、学校給食の件、放射線量等情報の提供、村独自の対応の意見要望が出されました。学校給食では、測定の機械は買えないので食材の基準の数字をチェックし購入することを申し入れること。放射線量等の情報提供では、汚水漏れ等の情報によってその都度測定し、通常は3か月に1回毎に測定する2段階構えで行っており、村広報等でお知らせしている。村独自の対応では、泊原発の事故を想定し北海道の考え方とリンクさせながらマニュアル的なものを検討したい旨回答しています。

村営バスの運行時間の変更では、JR幾寅駅・落合駅の列車到着時間と村営バス発車時刻が合わないため乗車できない状況にあり、発車時刻改正と路線変更の要望がありました。村からは、改正が可能なものについては早い時期に実施する。また、他機関と協議を要するものは検討することと

しています。

その他では、湯の沢温泉薪ボイラー、コンビニ誘致、村営住宅内道路の舗装、宅地分譲、トマム山リフト新設について要望があり説明及び意見交換を行いました。

②11月7日開催の双珠別住民センター。トマムリゾートでは、フォーレスタモールの解体と新施設の計画の質問があり、村からは、解体については進めており、新施設については建築価格の高騰により延期し、新年度で価格が合えば建設したいと聞いている旨説明しております。

有害獣対策では、アライグマ、エゾシカ、クマの対策等が出され、柵の設置など対応の説明と意見交換を行っています。

小規模多機能型居宅介護施設では、冷暖房に地中熱を取り入れた経過、同施設の利用方法とデイサービスセンターの後利用について意見交換を行いました。

その他では、住民センターの整備、国道の草刈り、村道の支障木整理、街路灯について要望が出され、それぞれ対応することとしました。

③11月7日開催の川添団地集会場。小規模多機能型居宅介護施設では、同施設の建設に至った経過が理解されていない、同施設の運営、施設利用者の範囲、施設の性格などの質問と意見が出され、説明と意見交換を行いました。

透析患者の富良野通院について、交通体系を検討して欲しい要望が出され、村としては村営バスだけでは対処でき得ない実態も民生委員から聞いており、実態を把握し対策をしなければならない旨回答しています。

湯の沢温泉の木質バイオマス導入で、重油から薪に切り替え、収支の状況や村内の資金循環について意見交換を行いました。

その他では、トマムの村有施設の状況、冬期間における村道除雪についても意見交換を行いました。

④11月11日開催の占冠地域交流館。占冠地域交

流館周辺の環境整備として、敷地内の樹木伐採、冬期間凍結による水処理、案内標識の設置などの要望が出されました。案件によっては調査が必要なものもあり、実施に向け検討していくこととしました。

村道の整備として、冬期間の除雪と雪山排雪、団地内道路の舗装の要望があり、除雪・排雪については対応する旨回答しています。

その他では、公営住宅の水洗化、道の駅トイレ・教員住宅・楓団地の修繕、シカ対策について意見交換を行いました。

⑤11月12日開催のコミュニティプラザ。防災関係では、防災訓練のアンケートの結果、どのような課題が出されたか、冬季防災訓練の実施などの意見が出されました。課題として避難路や歩道の整備、周知や避難誘導、停電対策などあるが、できるものから進めていく。冬季の訓練は過去の経験から個別対応としたいという村の考えを伝えました。

占冠中央小学校長と占冠中学校長が出席され、転入者目線で村の行事や施設・特産品の情報を村内外に発信して村の魅力をPRして欲しい。学校の授業に体験活動を入れるなど学校として協力できないか懇談会に参加したとの発言があり、意見交換を行いました。

その他では、懇談会の各地区の参加状況や持ち方、猟区設定に係る猟区の運営、街路樹の管理、プレミアム商品券の発行時期と効果など数多くの要望意見が出され、村の考えと意見交換を行いました。

⑥11月13日開催の美園集会場。高齢者福祉対策では、小規模多機能居宅型介護施設の運営は社会福祉協議会との連携が必要。福祉は地域で支え合っていかなければならないので、学校に福祉を教える機会があると良いとの意見が出され、村からは施設については、社会福祉協議会と連携を密にし、村もPRに努めていく。また、学校での教育に関しては、校長会の中で話をしたい旨、村の考

えを伝えています。

その他では、国道の水路、排水路、法面の草刈りなどの要望が出され、村として要望を上げる旨回答しています。

(4) 富良野地区合同ワークショップについて。11月21日に占冠村コミュニティプラザにおいて富良野地区合同ワークショップが開催され、107名の参加がありました。

本事業は、東京大学北海道演習林が主催し、富良野地区広域市町村圏振興協議会が共催しています。平成22年度より5市町村持ち回りで開催し、本年度が最終年となり本村で開催いたしました。

富良野地方の美しい農山村景観維持のためにスローガンに据え、本年は「森林を活かし、森林とともに生きる」をテーマにしています。

内容は「環境に配慮した人工林管理の在り方」を東京大学大学院助教千葉演習林 當山啓介氏が、「里山の魅力を引き出すために」を同富士癒しの森研究所 斎藤暖生氏が講演したのち、「占冠村における猟区設定プロジェクト」を地域おこし協力隊 浦田剛が、「占冠村の木工」をしもかぶ工房代表 吉田耕一氏が、「木材利用エネルギー供給」を一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合理事 長瀬弘侍氏がそれぞれ実践事例を発表しました。懇話会では事例発表を掘り下げる質問が出され、占冠村の特徴を活かした観光への取り組み、恵まれた四季から生まれる山菜やきのこの活用などのアイディアが出されました。

(5) 平成26年度優良先進地行政産業視察について。上川町村会主催の平成26年度優良先進地行政産業視察に参加しました。

期間は12月3日(水)～12月6日(土)の3泊4日の日程で、視察地は沖縄県、参加者は16名と随行者1名の計17名でした。

1日目は、移動日で夕方にひめゆりの塔と平和祈念資料館を視察。ひめゆりの塔は、女子生徒が看護要員として従軍し激しい戦火の中、多くの若い命が失われ、戦後慰霊碑が建てられたものです。



平和記念公園では、道内出身戦没者の追悼を行いました。

2日目は、南富良野町が交流している本部町を行政視察、懇談をしました。両町の交流は小学生の交流で冬期間実施しており、ホームステイにより、北国と南国という異なった土地で生活することにより相互理解が深まると言う説明がありました。懇談後、冷凍冷蔵用貨物保管施設を視察。海産物、食肉、果汁、生エサなどが保管されており本部町の物流の拠点としての機能を担っています。

3日目は、沖縄防衛局を訪問し沖縄県における米軍基地の実態（雇用状況、基地使用の土地代、騒音・苦情対策、米軍の事故状況等）について説明を受け、屋上より嘉手納飛行場を視察。移動し遠方よりオスプレイが停留している普天間飛行場の説明を受けました。

陸上自衛隊第15旅団訪問では、主な任務である災害派遣、緊急患者空輸、不発弾処理の状況説明とジオラマを使い米軍の攻勢と日本軍の防戦が分かりやすく解説されました。

4日目は移動日で、海洋博公園、美ら海水族館を視察しました。

2年間ほど民間より出向され村役場で勤務していた辻氏が本年7月に沖縄防衛局に異動となり旧交を温める機会がありました。

沖縄には農業や漁業といった基幹になる産業がなく、米軍基地と観光で成り立っているが、直接的・間接的な米軍とかかわりのある人は1割に満たない。そして失業率が一番高いのが沖縄県の特徴と説明がありました。

駆け足の行政産業視察でありましたが、太平洋戦争で若い多くの命が失われ、その爪痕がまだに残っている沖縄県。私には米軍基地は島の主要な部分を占め、一大産業のように映りました。一方観光は産物が少ないため、お土産品はどこのお店に行っても同じものが売られており、自立への道は厳しい状況におかれていると感じました。

本村は、世界の恒久平和を願い「平和な村」を宣言しました。平和に向かって何ができるかを考える視察でもありました。

主な用務は記載のとおりでございます。入札につきましても、村道第2トマム団地1号線改良舗装工事ほか3件を執行しております。

以上で、行政報告を終了します。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時33分

○議長（相川繁治君） 高齢者大学の皆さん、傍聴御苦労様です。休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。質問者、答弁者をお願いいたします。質問は、要点を明確にし、答弁は速やかに簡潔に答弁漏れのないように発言してください。順番に発言を許します。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） お許しを頂きましたので、何点か質問をさせていただきます。12月の広報によりますと、外国人の方を除いた村の人口は1,146人ということであります。超高齢社会の中、いつまでも安心してこの村で暮らし続けられるような施策が望まれております。

師走の衆議院選挙も終わり、株高、円安政策がまだまだ続きそうな状況であります。北海道には、増税、円安による物価高、北電の電気料再値上げの影響で景気回復の波はなかなか届きません。このような地方の声に、政府も地方創生・地域再生を主張し始めました。

島根県の海士町、邑南町や岡山県真庭市、徳島県の上勝町の成功事例を持ち出し、地方のやる気とアイデアが大事とありますが、それぞれのも

つ地域資源が違いますので、他の自治体ではあまり参考にはならないと思います。「創意工夫をする地方を国が応援する」と言っておりますが、村の地方創生・地域再生について村長が考えている方針、方向性をおたずねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木村議員のご質問にお答えいたします。地方創生・地域再生に関する村の考え方についてであります。議員ご指摘のとおり地域によってその特性や取り巻く状況、また将来の人口動向の見通しなど大きく異なるため、今後の地域戦略を検討する上では、地域の実態や強みを十分に踏まえることが重要であると考えております。本村では、これまで政策の基本的な方向、方針や方向性として将来の人口減少を見据えた総合計画の見直しを平成24年度に行い、人口減少の緩和に向けて取り組むべき重点政策を決定したほか、昨年度から集落の実態調査や住民意見交換会の結果に基づく集落対策方針の確定を進めております。

先月施行された「まち・ひと・しごと創生法」においては、市町村の総合戦略策定は努力義務として規定されており、その詳細はまだ国から示されておきませんが、本村において総合戦略の策定を検討する場合、既存の総合計画や集落対策方針で示す方向性が基本になるものと考えております。具体的には、村民が安心して暮らせる持続可能な村づくりに向けた取り組みとして林業などの産業基盤強化による雇用の創出や、地域の活力維持に向けた移住や企業誘致の推進、あるいは子育ての充実などが総合戦略策定にあたっての検討対象になるものと考えております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） いずれにしてもこの総合戦略の詳細ということについては、これからということでもあります。占冠村総合計画の見直しに少し触れられているという説明がありました。この計画の見直しにおいては、諮問事項に対して委員各位の議論によって福祉・森林・エネルギーとい

う三大重点目標についての答申がありました。しかし、この答申の中でも、やはり人口減対策や地域再生のための活性化策をもっと徹底的に考えるためにもっと一段深い議論が必要なのかなというような気がいたします。ですから、この見直された総合計画を前倒して終了して、来年以降に詳細がわかる地方版総合戦略と、同時に策定していくことを考えられてはいかがかなと思いますが、村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村の総合計画を国で求めている総合戦略の策定はかならずしもリンクするものではないと、そのように書かれております。ただ、村としては既に策定されている総合計画と重点的に見直した総合計画の見直し計画がありますので、やはりそれを基本に総合戦略を作っていく、そのように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 総合計画の重要さはわかりますけども、今回出されたこの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」といったような名称を考えても、こんなに露骨な名前の施策というのはあまり例がないので、それだけ国も必死なのかなというような気がいたします。村でも人口減対策だとか、産業振興創生対策だとか、雇用対策というのはこれからもう絶対必要な政策だと思います。各論は、各自自治体の裁量に任されるということなのですが、12月10日の道新の朝刊においても、富良野市で職員による話し合いがあったり、道総研理事長による講演の記事が載っておりました。村においてもやはり早めの対応をしていってはいかがかなと思うのですが、もう一回村長のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村としても早く対応はしてまいります。ただ、まだ詳細について示されておきませんので、いま色々な資料の収集、内部で

の議論を深めて、国から提示された時点ですぐ進めるように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） その点については、よろしく願いいたします。

それからもう一点、質問なのですが、占冠も道東道の開通以降はいろんな変化がもたらされております。道の駅の来館数で言いますと、平成23年度は70万8千人、24年は37万4千人、25年では36万9千人、そして今年は既に11月末までの段階で31万6千人ということで、平成7年に建設された時点では想定されていなかったような数のお客さんが訪れているわけです。

繁忙期における道の駅や周辺駐車場の混雑は大変なものでありまして、大変危険な状態にあると思っております。また、最近あった新聞報道では4月から9月上旬に上川管内で宿泊した外国人観光客は20万7119人ということで、昨年上期から25%増加し、過去最高であり、そのお客さんの内訳はアジアからの宿泊客が94.2%であり、宿泊人数で言うと上川町、旭川市、富良野市、占冠村、美瑛町の順に多かったと書かれております。

一次、二次産業の基盤が弱い村では、これら来客を利用する政策が重要となるのではないかと思います。築20年ほどたった道の駅、コミュニティプラザ、その周辺駐車場の今後や増加する来客に十分対応できるような中心市街部のまちづくりをどのように考えていくのか、まさにこれがこれからの村における地域再生を考える上で重要なポイントになっていくのではないかと思います。村長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村といたしましては、道東道の開通により飛躍的に向上した都市部とのアクセスを活用することは地域の活性化に向けて大変重要なことであると認識しております。このため、平成24年度に見直しを行った総合計画において交通、通信インフラの活用

を重点施策として位置付け、パーキングエリアの活用や、帯広圏、札幌圏といったアクセス向上に伴う企業や福祉施設の誘致といったことを具体的な取組みの内容に挙げているところです。また、昨年度策定した双珠別、中央、占冠地区における集落対策方針においても行政の取組みとして交通インフラなどを活かした産業振興及び企業誘致の推進を方向性として挙げており、道の駅やパーキングエリアなどでの産地直売など、交通アクセスや既存施設などのインフラを活かした産業振興などを図ることとしております。

今後こうした施策の方向性をふまえ、道の駅など交通の拠点施設を有効活用し、特産品の販売やイベントの実施など地域の魅力を高め、発信する取組みを積極的に展開し、交流人口を拡大することによって市街地における賑わいの創出を図ってまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 根本的には、もっと広い駐車場があればたくさん車がきて人もたくさんもっと来られるし、たくさんトイレがあればそういう方が寄って用事を足して、ついでに物を買っていったりなんかしたりしていただけるというか、そういうこともあると思います。だからその辺をもうちょっと早めに対応していったらいいかなと思います。

そんなような機能面でのまちづくりや、街並みを考えるまちづくりだけではなくて、外国人の対応や観光客の案内のための人づくりや、11月から3月までの閑散期における集客のためのイベントづくりについて、そういうこともまちづくりとして同時に考えていくことが大事でないかなと思うのですが、村長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。駐車場が込む時期というのは、限られておりますし、

いま、それだけの敷地がないということもありまして現状で対応しているところでもあります。それから外国人の対応でございますけど富良野・美瑛広域観光でも外国人に対する標識の不足、そういったことが指摘されておりまして、これは占冠村の問題だけではなくて、いま広域圏の中でサインについては取組んでおります。それから、人を呼び込むためのイベント等の開催でございますけど、これについては観光を主管する観光協会とも十分協議しながら進めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 議長のお許しを得ましたので、何点かにわたって質問をします。

まず1点は、木質バイオマスの積極的な取組みについてであります。薪生産組合ができて、薪生産の活動が始まって2年目を迎えました。この間村として需要拡大のために村民の薪利用について調査をすると、こういうことでこの間きております。このことについてまだ報告がありませんが、これらについてどのように取り組まれており、その結果どのようになっているのかその辺について、まず1点伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。薪の需要拡大のための調査を占冠村木質バイオマス生産組合に対し、平成26年度末までの事業期間として委託業務としてお願いしております。これまで先進地への視察調査2か所をはじめ、需要拡大のためのアンケートの作成等を行っていることと承知しております。

先進地視察では、倶知安町の林業事業体の自動薪割機や、自動梱包機など最新機器の視察、生産性の向上による安定的な薪の供給体制について調査を実施していると伺っております。また、北海道林業機械化協会が主催し、江別で開催された最新木質バイオマス関連機械等への視察では、事業の集荷体制に必要な機械や、移動式チョッパーの

説明を受け、今後の占冠村木質バイオマス関連事業に大変参考になる調査ができていますものと認識しております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 薪生産組合に委託してやっているというのはわかるのですが、具体的に村内の薪需要、それから近郊の市町村の薪需要、これらについて調査をして計画的な生産をはかってより安定的に進めていくと、こういうことでこの間取り組んできたというふうに理解しています。その辺について、どのようになっているのが、今の答弁では薪生産組合の人たちが江別とか倶知安に行って現地を見たり、機械等を見てやってきた、これについては当然そういったことで理解はできるのですが、問題は薪の需要やなんか含めた調査をやるということで、これは今年度中にやるということで、まだやっていないということなのか再度お聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 事業の委託期間が年度内ということで3月31日までになっております。現在、アンケート調査については調査内容、それから対象者を含め検討されておりまして、今年の早い時期にアンケート調査が行われまして、来年の1月から2月を目途にアンケート調査の結果、分析が村のほうに報告される、そのように伺っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 次に今後、より積極的に薪事業の推進を図っていくためには、化石燃料から薪への転換をする薪需要の家庭とか、それから事業所、また村がこれから公共施設等を建てていく場合に熱量の薪化を図っていくといったことがこれから大変大事になると思います。とりわけ家庭での薪への転換とか、事業所等が薪への転換を図っていく場合に薪ストーブの購入、ボイラー等の購入等を進めていくということになれば、なかなか大変なわけでありまして、これらについて

村としてもストーブやボイラー等の購入にあたって補助金を支給したりしながら、より薪事業の拡大を図っていくといった政策が必要だろうと考えています。そのへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 委託業務、アンケート調査の結果が1月から2月頃になるという予定、スケジュールでございますので、それらの分析の結果、どれだけの需要があるか、おおまかには把握できるものと思いますので、まとめ次第、補助制度について具体的な方向性を検討してまいりたい。ただ、この時期ですので当初予算には間に合わないかと思えますけど、なるべく早い時期にそういった制度を検討して協議をいたしたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） いずれにしても調査結果に基づいて対応していくということだろうというふうに理解します。

次に薪生産組合で実際に生産に従事している人たちとか、これに関わっている村内の事業体、産業者等々含めて、この人たちが一番大きなショックを受けたのは、公共施設として小規模多機能施設を開設するにあたっての燃料源が、当然村は薪を積極的に取り入れるだろうと期待をしていたわけですが、残念ながら薪ボイラーを使ったかたちにはなりません。

問題はここで働いている人たちが、村内の中小零細の三事業体の人たちが本気になって、村と一緒に薪生産をこれから進めていくということになれば、やはり村の姿勢が問われると思っています。それでやはりこの薪生産をこれから村としても積極的に取り組んでいく、その具体的なもの、そういったものがなかなか見えてこないということで、今後についてこの従事している人たち、事業体の人たちは大変不安を抱えています。

そういった意味ではぜひ村の考え方をきちんと

その人たちにも理解し、村民にも方向性を示して、この事業がより積極的に進められるという方向が出てこない大変だなという状況になっています。その辺について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木質バイオマス生産組合の皆さんには、占冠村の木質バイオマス事業の導入にあたりまして、昨年地域で先頭に立ち既存の村内事業体の皆さんにより起業をいただいたものでありまして、行政の責任者として深く感謝しております。

今後におきましても、生産組合の支援を引き続き実施することはもちろん、不安解消に向け、納得していく取組みを展開してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） いずれにしても村のほうで村長を先頭にして、より今後も積極的に進められることを期待します。

次に、質問を2点目に移ります。いま役場内では、労働安全衛生の取組みについて伺います。

平成19年の4月1日占冠村職員衛生管理規程が施行されまして、それぞれ労働安全や衛生関係について労働安全衛生法の第10条に基づいて取り組まれていると理解しています。

この1年間、衛生管理規程に基づく委員会が何回開催されたのか、その辺について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。今年度の衛生委員会開催状況でございますが、毎年度、年1、2回開催している状況にありまして、本年度については年度内に開催を予定しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） この安全管理の規程がここにあるわけですが、中身を見ましたら、もちろん労働安全衛生法という法律の第10条に基づいてこの委員会が作られるというふうに理解し

ていますけれども、この中身が衛生関係が主であって、肝心の労働安全に関する部分が1つも書かれておりません。第10条の中で労働安全含めて、実は載っているわけですが、この辺について村としてどのように考えているのか。基本的には労働安全衛生法の第10条から言って大変問題あるというふうに私は認識しているわけですが、この辺について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、村の規程に労働安全についての記載はございません。労働安全衛生法の規程にある安全管理者の選任においては、一定の事業場において選任が義務付けられておりますが、役場業務がこの業種に該当していないことから、衛生管理規程には記載していない内容になっています。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） その辺の認識の問題でありますけれども、いま現実に役場の職員が、例えば新規採用で役場に入った場合に、公用車の運転等について、国道ばかりではなく農道とか林道とか大変危険な箇所を含めて、普段経験していないようなところにも、仕事上入って行って業務を行わなければならないわけでありまして。

そういった時に、免許をとっている方が本当に公用車を運転するのに、それだけの実技訓練がされているのかどうか含めて、きちんと安全指導をやって、これなら現場に車を運転していても安全であるということが確認されないと、本来は免許を持って役場に就職したからすぐ公用車に乗れとはならないと思います。

雇い主、つまり村長が労働者や働く人を雇った時に、その責任として、その働く人たちの労働安全を確保する義務があるわけです。そういったことをきちんとしておかないと大変な問題が起きてくるわけです。

確かに労働安全衛生法から言って、労働の部分

については適応にならないのだと、つまり総務省からそういう指導があつて作ったというふうに理解していますけれども、今実際にほとんどの人たちが公用車を自分で運転しなければならない時代にきているわけです。やはり安全運転や労働安全を確保していくためには、事業者としての責任というものが問われるというふうに思います。その辺について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。新規採用者の配置につきましては、事務処理が主な人もおりますし、たとえば産業建設課、教育委員会といった、いわゆる現場を持っているところへ配属する場合もございます。それぞれの担当課で業務について処理しているわけですが、運転未熟ということから、それぞれ職場で現在は最大限配慮している状況でございます。

義務付けはございませんけど、もちろん職員の健康管理、労働安全についてはやっていかなければならないことでございますので、現段階ではやれる範囲で最大限配慮して、その運転業務についてはあたっていると、そのような状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） この辺については、使用者としてやはり責任があるわけですよ。ですから、この衛生管理委員会の中できちん基準を明確にして、使用者として働く人たちの労働安全を確保していくということが大事だろうと思います。

いま村長は産業建設課が主だと言いましたけれども、教育委員会なんかも、実際は山の中に入って林業体験学習とか村内の河川に入ったりとか、色々な危険な箇所へ行くことは多々あるわけです。

そういった住民のいろんなニーズに答えていくために、今までないような状況で、危険な箇所への仕事があるわけで、庁内全体として、そういったものをきちんと管理規程の中に組み入れて、衛生委員会なりできちんと議論をしていくと。やは

り最低の義務は、村はやっていると言いつつも、やはりあらゆるものを想定して使用者側の責任として明確にしていく必要があるというふうに考えています。その辺について再度、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私たちも入ってきた人が即運転しなければならない、そういう状況の担当もあるものですから、問題意識は持っております。

今後、条件附採用期間というものがあるわけではなく、これは6ヶ月間あります。そういったところできちんとした制度としてできないかどうか、委員会の中でも検討してまいりたいと、そのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） ぜひ制度化をして働く人たちの命や健康を守るために使用者責任を果たしていただきたいというふうに考えます。

次に3点目の問題です。トマム地区における陶芸活動の推進について、教育長に伺いたいと思います。現在、トマム地区の人たちは陶芸の活動にわざわざ中央まで往復1時間以上もかけて参加しています。今年は7人の方が陶芸活動に参加しています。そういった人たちの中から、なんとかトマムで陶芸ができるようにしてほしいという要望が多く出されております。この辺の現状について、教育長はどのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 答えさせていただきます。陶芸サークルの皆さんにおかれましては、村内から多くの住民の皆様が集い、中央の陶芸施設を利用し活発に活動していただき、文化祭へも積極的に参加していただいているところでございます。

ご指摘の点についてでございますけれども、地域の活動されている皆様の利便性を考慮したなんらかのサークル活動の支援ができればというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 具体的な要望を含めて話をしていきたいと思いますが、できればトマム地区で、中央と同じ施設ということではなくて、せめて作品を作る、作陶する場所があれば助かると。陶芸をやりたいという人はかなりいるようで、そういった人たちの要望にこたえていくためには、最低でも作品を作る段階、実際に窯は中央にありますから、中央で素焼きをしたり色づけをしたり、それから本焼きをすると、こういう工程があるわけで、その第一段階のトマムでの作品をまず作る、そういった施設が必要ではないのかというふうに考えています。

そのためには場所と施設、水とか電気、水道こういったもの、それから作陶に係る道具、こういったものを含めて、ぜひそういう場所を作りながら、成形された作品については中央へ持ってきて、先ほど言ったような工程を進んで作品ができあがると。トマム地区で陶芸に参加したいという要望があっても、足が確保できないために参加できない人が多いわけで、この辺の解消策として、教育長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） お答えさせていただきます。トマム地区での陶芸施設の設置については、単独での設置は経費の問題や管理の面から難しいと考えてございますけれども、既存の何らかの村有施設の利用により、活用できないか今後の検討でございますけれども、長部局とも協議しながらトマムでの活動の支援について皆さまの意見も拝聴しながら検討して、どんな支援ができるのか、解消に向けての検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 次に5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 議長のお許しを頂いたので、何点かについて質問をさせていただきます。

まず第1は、人工透析患者の送迎についてであ

りますが、皆様ご存じのように人工透析といっても、じん臓機能の弱くなった代わりに透析を通して血液や老廃物の除去をする方法でありまして、複数の患者さんが本村から基幹病院である富良野のほうへ通院していると聞いております。そういう中で、透析治療1回については、また3時間から4時間、また重篤の患者についてはそれ以上かかる場合もあるそうです。それを週、2日おきですから、3回から4回通わなければならない。この人工透析しなかったら必ず死に直面する、そういう事態が想定する重篤な病気であります。全国には約30万人、透析患者がおります。その中で発病する平均年齢が68歳、そして80歳以上の超高齢者が20%であります。

そういう中で本村でもぜひ透析患者の基幹病院への移送をやっていただくことができないか。先ほどの村長の行政報告で、僕この日いなかった中で中身についてわからなかったのですが、行政報告の中で透析患者の富良野通院について交通体系を検討して欲しいと要望がだされ、村としては村営バスだけでは対処でき得ない実態も聞いており、実態を把握し対策をしなければならぬ旨を回答している、このように村長は、行政報告の中で先ほど説明されました。であるならば、送迎についてそんな難しい話をしているつもりはないのであります。ここで私の質問に、送迎が無理だということであれば、行政報告の中での整合性はまったく成り立たないのではないのかと思いますので、その辺について1点質問いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。現在、村内には、地域センター病院であります富良野協会病院で人工透析を受けている患者が数人おります。大半が村営バスを利用して通院されているのが現状であります。その往来は、往路に1便を利用し、復路で2便を利用されていた方には、今年に入りまして、人工透析時間が延長したことによりまして2便の発車時刻に

間に合わず、やもなく3便での帰村をよぎなくされているという実態も聞いております。

議員ご指摘のとおり、人工透析処置による疲労から、体調回復には一定程度の時間を要すると考えられますし、3便発車時刻までの待機は身体に相当の負担を強いるものと推察されます。

本件については、関係機関からのご指摘も受けており富良野協会病院とも人工透析に関する調整を図ってまいりましたが、院内の処置対応だけでは、患者全員が2便のバスで帰村することが難しい状況にあります。村といたしましては、できるだけ早い時期に個別による帰村時間を集約し、具体的な対処策を年度内に試験的に実施し、新年度に向けて支援体制を整備するとともに、人工透析患者の身体的負担の軽減を図るようとり進めてまいります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 今の村長が答弁されたとおり、富良野広域圏域の地域センターという富良野協会病院であり、地域市町村で負担金も患者割になっているのだと思われませんが、そういう中で病院と行政との話し合いというのは当然可能であるし、また続けなければならないと思っております。ぜひこの施策を実態調査をふまえて、より早い時期にやっていただきたいということを要望して、次の2番の質問のほうへ移させていただきます。

防災訓練後の成果と課題であります。当然防災訓練後の検証は庁舎内でもされたと思いますが、どのような成果と課題があったのかをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。避難訓練の実施にあたりましては、住民を安全かつ迅速に避難させるといった被害防止と、一方で避難を誘導する災害対策本部や消防、消防団、関係機関として、避難方法や様々な対策における確認作業があると考えております。そういった意味では、



避難訓練を行うことで得られる成果は多くあったと判断しております。

当日、参加者からのアンケート調査等で得られた成果と課題は、次のようなものになっております。

まず成果でございます。避難箇所の認識はほとんどの人がもっていた。避難所への移動は、徒歩、自家用車、循環バスの順であり、避難路の整備が改めて認識できた。避難に要する時間は30分以内であった。避難に対する心配事など、さまざまな不安を知ることができ、今後の課題整理とすることができた。被害対策本部の関係機関の役割を新たな防災計画において、より細分化した対応に一定の成果があった。

次に課題でございます。周知のための方法として、サイレンによるのが1番で、広報車を上回ったといった内容があり、雨天やテレビなどの音がある場合の認識に不安を感じる。冬期や水害以外の災害等を想定した訓練の実施。高齢者の避難方法について一般の人にも周知したほうがよい。小中学生がいるときの避難状況は変わってくるのではないかと。地区ごとに災害対応をする話し合いの場を設けたほうがよいのではないかと。さまざまな避難方法に対応したインフラ整備。施設整備だけではなく、意識改革が必要ではないかと。といった整理をしておりますが、今後も避難訓練を継続することによる防災意識の高まりと、万が一に備えた意識づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） いま成果と課題ということで村長からお話がありましたが、これは住民に周知したほうが良いのではないのでしょうか。そしてまた続けて防災訓練やるにしても水害ばかりではなく、雪害とか火災、三大災害といわれています。それらを含めてやるような方向で検討してみたいかがですか。

また今回の避難訓練の中で消防学校ですか、教

官が講演してくれたというのは、大変僕らも参考になりました。やはり中央地区ばかりではなく、占冠地区とかそういう方面でもぜひ聞いてみたいと思う方がいれば、ぜひ訓練に参加していただいて、講演だけでも聞いていただければ避難の参考になると思います。

そういうことで、次の2番であります。村が避難訓練後に出した村民向けのパンフレットの中に、「逃げ遅れた方は総合センターに避難するように」という記述があったのですが、僕はどうもこれが引っかかって、パンフレットの内容に問題があるのではないかとと思うのですが。

というのは、総合センターは避難所ではないのですよね。だから緊急避難的に避難するのは、それはもう最終的に仕方がないことかもしれませんが、ただ住民が避難所だと誤った認識を持ってしまうと、避難所に行くから時間はこれくらいいいやとか、そういう方向であればやはり災害に対しての向き合い方が違うのではないかと思うのです。やはり災害はより自助共助にいわれるように自分に責任を持つ、だからより早く避難する、逃げるということが第一だと思います。行政側も当然その情報は速やかに出すことが望まれることですが、村長がこの記述のあったことについての見解をお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。全戸配布した占冠村防災ハンドブックには、避難時の心構えとして、「万が一避難が遅れ、危険がせまったときは、近くの丈夫な建物のできるだけ高い所に逃げましょう。」という記載があります。様々な災害対応のため、総合センターは避難所として定めておりますけど、水害時には議員ご指摘のとおり緊急避難でありまして、総合センターは避難場所にはならないと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） いま村長の言ったとおり

総合センターは避難所の機能というのは有してないのです。和室の畳が一階にある、そして想定外の水位になった場合には、2階、3階とあがる必要があってもバリアフリーがないし、和室もない。どこで寝るのかもわからない。そういう状況の中でやはり避難所は中学校、そしてより早い情報を行政側が速やかに出すと、そういうことに心がけていただきたいと思います。

そして3番目の歩行者専用の避難路、これについてであります。これも避難訓練の中で車で避難しないかと言っていただけ、歩いて実際に確かめてみると言って、僕も千歳ゲートボール場のほうを歩いて登ったのですが、やはり登るのに大変苦労しました。砂利道で、がたがたで道路の整備もされていないし。そういう中で歩行者専用の避難道路が整骨院から上の中学校に向かって歩いている人と時間的にしたらちょっと早いのです、こっちが整備されていなくても。であるならば、そこは避難歩道として専用の歩行者の避難道路として整備してはどうかと。一気に上がれないのであれば、中間にひと休みできるような、ここまで来たら安全だというような場所を確保すればなおさらよいのですが、その辺はいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。歩行者専用の避難路でございますけど、こちら側から上がるルートにつきましては土砂災害計画区域と隣接しておりまして、一定の急傾斜地の整備が必要との判断から延期しておりました。

現在対応工事が行われたことから平成27年度において整備予算を計上することで現在検討してございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） いまの村長の答えであれば、平成27年度に土砂災害警戒区域のレッドゾーンから解除になって、イエローゾーンっていうか、その解除の申請を平成27年度に行うということ

ですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 指定の区域の解除でございますけど、平成27年度中にレッドゾーンからイエローゾーンに変更になると、そのような情報は村のほうにきています。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 平成27年度中にそのレッドゾーンが解除されるということであれば、歩行者専用の避難路ばかりではなく、千歳、本通地区を対象にした、いまの避難道路にも保安林がありますよね。保安林のほうを解除申請して、たぶん保安林は30%解除なると思います。であるならば、もう少し内側に寄せて避難道路としても建設することができるのではないですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ちょっと私の発言が間違っております。現在歩道についてのルートがありますけど、そのルートは土砂災害計画区域の中ではないということで、歩道については平成27年度に実施するよういま検討している段階です。

それからゾーンの変更でございますけど、これは平成27年度中に変更されると伺っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） そしたら専用の避難歩道は平成27年度に解除しなかったら駄目だということはないですね。レッドゾーンから区域外であれば。であれば専用の歩道のほうだけでも早急にやっていたら、足の悪い人や高齢者の方は今の運動公園をまわるというのは大変なので、ぜひそれを実施に向けて取り組んでいただきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 再答弁の時、ちょっと私の認識が間違っております。先ほど言いましたように現在考えている歩道のルートにはこの土砂災害計画区域が入っていませんので、歩道につい

ては平成27年度予算に計上することで現在検討しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 議長のお許しを得て、いくつか質問をさせていただきたいと思います。

まず質問の1つ目、移住定住施策についてお聞きしたいと思います。先ほど木村議員の質問の中にもありました「移住」ということが地域にとって非常に重要な施策になってくるというふうに考えております。

まず、村はいま移住定住のワンストップ窓口を設けてホームページでも告知をしております。2001年からですかね、この窓口に問い合わせがどのくらいあったかの実績、そしてそれが移住に結び付いたかをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

移住の実績でございますけど、移住相談の窓口は平成23年度に開設しております、電話や直接役場に来られて行われる相談は、年に2、3件程度となっております。それで移住の実績でございますけど、平成24年度にトマム地区に1件ございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 平成23年、2011年から年2、3件で、1件しかないということですね。

それに合わせてちょっと暮らしという制度をやっています。これは移住に結び付けるために占冠村に少しの期間滞在をしていただいて、できれば村に住んでもらいたい、村の様子を見ていただいて住んでもらう。これを結び付けるための制度というふうに理解をしております。これについての実績、それからこれが平成24年の移住に結び付いたのか、そういったことについてまずお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。ちょ

っと暮らしの実績でございますけど、これも平成23年度から実施しております現在60件、83の方が利用いただいております。内訳を申し上げますと、平成23年度が5件12人、占冠での暮らしが述べ41日、平成24年度が12件16人、述べ348日、平成25年度が23件32人、述べ712日、平成26年度が12月9日現在ですけど20件23人、述べ526日がちょっと暮らしで占冠に滞在しております。

それから、ちょっと暮らしの経験がある人で村内に移住された方が、平成22年度に2件ございます。ただ、そのうちの1件については平成25年度に日高町に転出していると、そのような状況でございます。

いま、ちょっと暮らしのことを申し上げましたけど、平成24年度に2件でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 最後のところちょっとわからなかったのですが、平成24年度に2件の間違えで、そのうち1件の方が平成25年度に日高町に転出されているということでしょうか。

この移住定住の施策なんですけれども、NPO法人住んでみたい北海道推進会議というところで進められております。これは北海道が中心になって自治体と企業が力を合わせて移住を北海道全体に取り込んでいこうと、そういったことですね。その関係団体として北海道移住促進協議会というものに入っております、実は会長が上士幌町の竹中町長なのですが、占冠村はこの理事に入っているということなのです。言ってみれば、北海道に積極的に移住定住してもらおうと、そういった団体の中心的な存在であるというふうに考えられるわけです。

その中で、この4年間のちょっと暮らしの日数的な実績はありますが、移住の実績というのはほんとに少ない数であると。そういったことを行政として力も尽くして、経費もかけて4年間取り組んできていて、この実績について村長はどういうふうにお考えかをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほどの移住定住の関係で村内に定住された方が1人、ちょっと暮らして村内に移住された方が2人でしたけど、1人転出しておりますので、その制度では計2人の方が占冠に現在定住されております。この数が多いのか少ないのか、どこで判断すればよいかちょっとはかりかねますけど、現状であればこの数字もやむを得ないのかなと思っておりますし、ちょっと暮らしては先ほど言いましたように占冠で相当数暮らしている人がおります。そういったことを考えますと、占冠で住んでまた地元へ帰って宣伝していただく、そういったことを考えますとある程度の効果はあげているものと、そのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） ちょっと暮らしは基本的には移住してもらおうという移住につながるための施策なのですが、ある意味いま村長がおっしゃったように地元へ帰って良いとこだったよと宣伝していただく、もしくは滞在中にいろいろなものを村内で買っていただいて経済効果をあげていただく、そういった側面はもちろんあるのは事実であります。ただ、根本的にはこれは移住定住施策だということをぜひよく考えていただきたい。いま村長が言った、現状であれば2人もやむを得ない、この「現状であれば」というのはどういう理由かお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 1つは働く場所でありませう。それからもう1つは住む家屋と言いますか、そういったものが整備できていない、それが現状でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） いま村長がおっしゃっていたことが非常に大きいというふうに思います。住む場所、これは本当に大きいですね。いま村ではちょっと暮らしで来ていただいて住む場所を紹介

しますよと言っているものの、楓（地域振興住宅）、皆さんご存じのとおり非常に小さい部屋です。キッチン、小さい電子調理器とお風呂とトイレはついていますが、本当に収納もない小さなスペースでとても長期で住める場所ではない楓と、あと公営住宅、これは15万8千円以上の収入があつては住めない公営住宅です。しかも、これは複数の応募があれば抽選という、非常に条件がない中でちょっと暮らしを続けていると。

私は、この日高の、やむを得なく住む場所がなく楓でかなり長い間ご夫婦で暮らしていたが、限界だということで日高町に移られて、そのお宅も拝見してきました。2LDKでそんなに広い部屋ではありませんが、玄関部分が横につながっていて除雪することもない、そしてバリアフリーになっていて、歳をとってからでもお風呂とかトイレとかそういったところも車いすで使えらうと、こういう新しい住宅で非常に快適に暮らされているということで、本人は喜ばれておりました。

その方は占冠が非常に好きなので今でも気持ちは占冠ですよというふうにおっしゃってくれるのですが、ただ、実際に住みたいにもかかわらず、住む場所がない。ここを改善していかなければこの移住定住施策をやっている意味がないというふうに思うのです。そういった中で、いま2014年の11月19日に空き家対策の特別措置法というのが可決をされています。この空き家対策の措置法なのですが、これは問題ある空き家を撤去、行政が指導、勧告、命令、そして行政代執行までできる、そういった側面と、もう1つは空き家を有効活用しよう、そういったことも法律で可決をされているわけです。さらに固定資産税の減額ということで、建物がなくなったときに固定資産税が上がるという措置をこれも変えていこうという方向性も国の中で出てきております。

こういったちょっと暮らしの方、そして占冠に住みたいという方への対策として、この空き家バンクについて行政で検討していくべき時期に来て

いるというふうに思うのですが、これについて村長の認識を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、一定の収入があり家族での移住を希望される方にとりましては、楓や公営住宅の利用は難しい状況にあります。また、移住してすぐに住宅を新築する、そういったこともハードルが高いのではないかと考えております。

村内における家族向け世帯住宅の不足、これは今後、移住定住を促進する上での課題であると認識しておりますので、対策の1つとして村内の空き家を有効活用するための空き家バンク制度の創設を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） ぜひ検討して、検討するだけではなくて実現をしていくべき時期だというふうに思います。もちろん新しい住宅を建てていくということも大切ですが、いまある資源を有効に活用していくということが必要だと思います。

それと、先ほど村長からお話があった、住む家屋と働く場所という話です。働く場所についても占冠村の中に、確かにトマムリゾート以外に大きな企業が大量に人を雇っているというような場所がありませんが、年間の中で雇用が全然ないわけではないのです。今年の6月7日に村長も出席をされていたと思いますが、徳島県の上山町から大南信也さんがいらして講演会がありました。ここは、非常にいま全国でも注目を集めている徳島県の本当に山村の中の小さな地域、人口6千人そこそこの地域なのですけれども、ここのNPO法人グリーンバレーというところが1999年からアーティストインレジデンスという芸術家を町内に移住してもらおうという取組みを始めて、そこから移住交流支援センターというものを民間で立ち上げて行政とか県も協力する形で、いま非常に移住がたくさん来て、それを受け入れるのが大変だとい

うような状況になっています。

これをすべて真似はもちろん難しいと思いますが、それを1つの手法として和風インレジデンスというものがあまして、これは地域に必要な人を募ってきてもらうという、そういった手法です。それには空き家バンクがセットになっているのですが、空き家があつてこの地域にはこういった方が必要だと、こういった方に来てほしいと逆指名をして、そういった資格や技術を持っている人を来てみませんかということを行政側から積極的に働きかけていくという制度でなのです。

こういった制度を活用するというのは、占冠村にとっても非常に有効なのではないかなと。しかも1つ例としてありますのが日高町にいま移住をしてしまった方というのは、実は教員をされていた方で、地域内に臨時教員の職があるということで移住につながったわけです。

そういったことから、この特定の職業を指定して行政側から働きかけていく、こういった手法について検討していくことが求められていると思うのですが、それについて村長に伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。住民組織の必要性でございますが、他の自治体における先進事例におきましても、NPO法人など民間団体が主体となって地域課題の解決に取り組まれている事例は数多くみられるところであります。村でも例えば移住推進に関するそういった業務を専属的に行う民間団体が出てくればそうした団体と行政が連携し、あるいはバックアップすることによって本村への移住が効果的に推進されることは大変望ましいことであると考えております。村といたしましては、将来に民間団体との連携による政策推進ということも視野に入れつつ、現段階では住民活動推進事業などの村の支援策を村民に十分周知し、活用を図ることなどによって住民主体の活動の促進や機運の醸成に努めてまいります。

以上です。

○議長（相川繁治君） ここで、午後1時00分まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは質問を続けていきたいと思えます。質問2の人材育成についてです。まずひとつめ、職員の研修ですが、行政の職員は様々な機会に研修に参加をさせていただいて知見を広めていただいて地域の将来像を住民に提案をしていくということは非常に大切なことだというふうに思えます。現在、研修の参加状況、もしくは視察研修の状況等について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 本年度の職員の研修参加状況でございますけど、市町村研修センター、それから町村会職員研修、職員個人の研修、それから村が計画した研修と、様々でございますけど、15回述べ120人が参加しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 様々な研修の方法というのがあって、様々な団体が主催するものがあると思えますが、ここでは主に視察研修について、先進地を見に行ったり、そういったことについて伺いたいと思えますが、下川町から昨年の11月に役場の職員の若手14人が村に視察研修に来ました。この際、ジビエ工房「森の恵み」を見たり、シモカプ工房で工芸の様子を見たり、湯の沢温泉を見たり、地域カフェ「ぼっこ手袋」を見たりしていったわけで。そのあと彼らに会う機会もあったのですが、ここで得た知見を着実に地域の中でなんらかのかたちで根付かせていっているなというふうに思いました。

1人の若手職員が中心になってこの研修の組立てから、手配、そしてどういったものを研修して、

それを地域の中にどう落とししていくか、報告をしていくか、そういったことも含めてすべてが研修となっているというふう感じたわけでありませう。当村でも若い職員が非常にたくさんおります。他の地域、自らが自らの課題の整理をして、自ら手配して出て行って研修をする、こういった制度をぜひ作られてはどうかということですが、このことについて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 職員の視察研修でございますけど、今年から上川町村会で職員を対象にした研修会が創設されまして、本村から道外研修1人参加しております。そのほかの職員が申請した研修が4回10人いらっしゃいますけど、この中に含んでいるかどうかは後ほど回答いたします。

職員の研修でございますけど、来年度に向かつてはこの町村会の研修には1人参加する予定で計画しています。職員の視察研修でございますけど4件実施しております。参加された方は10人になります。いま村も新しい村づくりに向かつて職員の知見を広めるということは大変重要なことだと思っておりますので、そういった研修の機会をこれからも設けていきたいと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 特に若手の職員が色々と議会の先輩方にも話を聞きますと、昔は結構遠くまで研修によくいったものだと、役場の職員の方もよく道外に行ったよと。昨年、和歌山と岐阜に議会のほうで道外に視察に行っていました。その際も道外に出るのは非常に久しぶりだと。ただ道外にでることが目的ではなくて、道外にでも非常に先進的な事例があれば、それを見て地域のために役立つというの是非常に大事なことはないかなと。特にいまの若い世代の人たちというのはそういった視察研修もなかなか財政的な理由で出れない時期が長かったというふうに思います。次年度に向けて積極的にやっていかれたらと

ということですが、得にこの若手の視察研修についてどのような考えがあるか再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私ごとで恐縮でございますけど、今年2回広島県安芸高田市と、それから沖縄県のほうへ行政視察する機会を得ました。両視察とも非常に勉強になるといいますか、大変村づくりには役に立つ視察研修でございまして、もちろんそういったことは若手にも行く機会を与えるべきだと考えております。

いまある制度では職員が自ら申請して研修する事業もございまして、それから村づくりを限定したそういった視察も計画したいと思っております。そういった機会を設けるということでご理解頂きたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 関連なのでですけども、先日11月8、9日に村内で北の観光リーダーの育成制度研修という観光分野の非常に先進的な研修会が占冠村を舞台に、地元学ということで研修が開催されました。これはもう7年連続でやっています、北海道大学の敷田教授が中心に道も関わりながらやっている研修ですが、この観光分野の若手職員の参加をぜひ検討すべきかなと。村長も関わっていただいて非常に研修の内容の有用性みたいなものを把握いただいていると思うのですが、ここに参加させることについて村長がどのようなお考えがあるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この事業に関しましては、後半の日に参加する機会がございました。今までの研修と違いまして、テーマを与えられてそれを時間内にまとめるですとか、見てましたらネットワークづくりも非常に役立っているような研修内容でございました。そういったことから、平成27年度、来年度開催されれば予算において2人の参加を予定したいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 行政職員だけではなくて、住民の研修制度ということについても少しお聞きしたいと思っております。先ほども行政課題、地域課題が行政だけではなくて、地域住民に参加をしてもらって解決していきたいと、積極的にNPOそういったところの活動もこれからは視野に入れていきたいというお話がありました。ということで、やはり行政の職員のみならず一般住民への研修制度ということについても考えていくべきではないかというふうに思います。

隣の南富良野町、これは古くから住民の研修制度ということをやっております。現在まちづくり研修制度ということで一定の要件を満たせば、70%、上限1人14万、団体だと4人まで。一度行くと、5年間には行けないのですけれども、国内に限られているのですが助成を受けることができるという制度があります。これは過去には海外も行った時期もありました。海外で見えてきた知見を地域内に活かしているという方も私も何人も知っているので、こういった予算の上限はもちろんあるのでしょうけれども、一般の住民に向けた研修制度、こういったこともぜひ検討すべきというふうに思いますけれども、村長のお考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 住民の研修参加制度でございまして、過去に公募による住民参加の道外研修を行った事例がございまして、3年間で30人の参加がありましたが、制度的にはこれはもう終了しております。この取組みの反省点を挙げれば行政主導で参加者を募った結果、継続性に欠け、成果について広報等での報告で終わったところであると考えています。

制度としては地域づくりにつながるものと思われまますが、行政主導でなく住民自ら、また団体等が提案、計画し自己研修とすることが望ましいと

考えておりますので、現在あります住民活動推進事業の中で申請を頂き、提案型の研修を行ってはと考えております。まずこれをきっかけにスタートしたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 村長もご存じかどうかわからないのですけれども、今年の夏、保育所の職員の方が、自費ですけれどもスウェーデンに行って、向こうの保育事情を色々勉強して1週間行かれて帰ってきていらっしゃいます。占冠ラジオ、インターネット放送でそのインタビューを見せていただいたり、ちょっと報告を聞くような機会があったのですが、この方は自費でわざわざスウェーデンまで行って地域の保育に役立てるためにということで行かれているわけです。積極的にこれから進めていきたいというお話ですけれども、ぜひ小さい範囲ではなくて先進的事例であれば、もちろんお金の上限は同じでいいのですけれども世界を見るということも視野に入れて考えていただきたいなど。実際にそういう方がいらっしゃるといことなので、考えていただきたいと思うのですが、その件について再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） とりあえず現在ある制度で進めたいと思っております。その中で改正していく必要があるものについては、改正しながら進めたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは最後の質問にまいりたいと思います。

AEDについては、予算化の際などに何度か確認をしたり、お伺いしております。先日、双珠別の住民センターで行われた住民懇談会で、やはりAEDがあると安心だなという声も聞かれておりましたので、その後村内の住民センター等へのAEDの設置状況についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） AEDの設置状況でございますけど、現在公共施設など村内13ヶ所へ17台設置されている現状にあります。住民センターへの設置については、占冠地域交流館への設置にとどまっております。他の住民センターにおいては、常時人のいない箇所への設置について管理人の問題、内蔵部品の点検、寒さ対策などの課題もあり、進んでいないのが現状であります。現在、管理人が常駐している双珠別住民センターは設置可能と考えておりますので、ここは取り進めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 管理状況はもちろん大切に高価なものですからできるだけ、ただ何かあったときに中央地区とは距離がある地区が多いですから、AEDまでの距離というのをできるだけ短くしてもらう努力をしていただければと思います。

同時に設置しても正確に使わなければ意味がないと。これは使い方はそんなに難しいものではないのですけれども、やはり経験がないと使えないのです。なかば、この微細動が起こっている状態というのはそのままにしておくで死んでしまう状態ですから、どういった状況でもまずは使ってみるということが大切なのですが、それにしても目の前にそういった状況がおかれるとなかなかそれは対処できないと。そのためにも管理人含めて地域の住民がそれを講習会で教えてもらって使えるということが大切なことだというふうに思います。設置後、講習会の実施状況、もしくは、そういったことが予定されているかどうかをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） AED設置後の普及活動の状況でございますけど、消防職員によるものとなります。心肺蘇生やAEDの使い方、怪我の手当てなど応急手当てを習得していただけるよう、住民や事業所を対処として行っております。受講者の実績として平成24年度述べ137人、平成25年度述べ127人、平成26年度述べ97人となっております。



す。一般住民講習会は毎年9月9日救急の日に行っていますが、参加者が少ない現状であります。その要因として、なんらかの事業所や団体等への講習会に参加していることや、高齢化というハードルがあるのではないかと思います。一般住民への講習での参加実績でございますけど、平成25年度に12人、平成26年度7人になっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） なかなか一般住民に参加していただけないということはあると思うのですが、たとえばこれから双珠別住民センターに設置されるときに、やはりそういうものがここにありよということも含めて講習会をぜひ開いていただいて、地域住民の方にそういうのがあって誰が使えるってことを認識してもらってという、そういったことを1つ1つ積み重ねていただきたいというふうに思います。それだけでは集まらないかもしれないですけども、たとえば住民懇談会の前に少しやるとか、なにかと合わせるかたちでできればというふうに思うのですが、最後にその件をお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） これから新しい場所に設置することもあるかと思います。単独で講習会を開いても参加状況が悪いかどうかそういったこともあろうかと思っておりますので、その場所を使った事業があればそういうものと兼ねて講習会を開くように消防のほうにも要請してまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 順番が来ましたので、2点ほど一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、大きく質問の1でございますが、旭川十勝道路、地域高規格道路の促進でございます。旭川十勝道路は旭川を起点として、占冠に至る延長約120kmの地域高規格道路です。このうち富良野

道路8.3km及び富良野北道路5.7kmが事業中の区間となっております。この道路は関係する自治体をつなぐ重要なアクセスとして、地域づくりを目指すために重要な役割を果たすものと考えられ、農産品など流通の利便向上を始め、交通混雑の緩和、特に夏期の観光シーズンの交通緩和や、利便性の向上が期待されております。救急医療改善効果も高く、富良野地域の救急医療は富良野市や旭川市などの医療施設への依存度が高く、アクセス向上効果が期待できます。たとえば旭川市の急性期病院へのアクセスが最大約2分短縮し、事業全体を対象とした場合、年間0.3人の患者が救命されます。また、約14億円の効果が発現すると試算されております。以上、旭川十勝道路の重要性・必要性について述べましたが、現在工事の進捗状況はどのようになっていますか。また、旭川一占冠間が「地域高規格道路」で本当に結ばれるか。今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 長谷川議員ちょっとお伺いしますけれども、いまこの質問の中で旭川への急性期病院へのアクセスが最大2分短縮と言われているし、ここに書かれているのですけれども、これ20分ですか、2分ですか。

○2番（長谷川耿聰君） 2分。

○議長（相川繁治君） 了解しました。

○2番（長谷川耿聰君） もうちょっと詳しく説明しますと、旭川十勝道路一般国道38号線富良野道路ということで、旭川開発局が示されている資料があるのです。ここに全部出ていますので、その0.3人の救急患者が救命と、それから14億円の試算もこの中に全部出ているものですから、これは非常に重要な道路であると認識しています。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。旭川十勝道につきましては、議員がお話されたように富良野道路8.3kmと、富良野北道路5.7kmに加え旭川東神楽道路が事業中で

あります。富良野道路の進捗状況は、10月現在、北の峰トンネル工事2.9kmのうち2.4kmまで進んでおり、進捗率82%となっております。富良野北道路については、今年度、富良野大橋の下部と橋脚工事が始まったところであり、完成年度は未定の状況です。旭川十勝道路のうち東神楽町から中富良野町の間、富良野市から占冠内では、未事業区間で毎年春と秋の2回、期成会による促進要望活動を実施しております。

本当に結ばれるのかというご質問でございますが、これまで同様、道路整備は長期的展望に立ち、関係市町村が協力して地道な努力を重ねていくことが必要であると考えております。平成6年に旭川十勝道路整備促進期成会が設立され、20年が経過しましたが、20年経ってようやく北の峰トンネルまで進んできました。このことは長きにわたる期成会の要望活動が実を結んだ結果であり、村といたしましては今後も粘り強く要望活動を積み重ねながら、道路整備が促進されるよう努めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 交通アクセスは私が申すまでもなく、これは今言ったように非常に重要なもので、たとえば占冠から今札幌へ行くのに2時間きってしまうのです。旭川の病院へ行くのに約2時間半かかると。そうすると、占冠の行政圏内は旭川ですから、上川支庁管内ですから、非常に行政上においても遅れを取り戻すと。今後この全線が結ばれるのにどのような陳情業務等々を期成会でやっているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 北海道開発局、それから国土交通省へは先ほど言いましたように毎年春と秋の2回期成会で要請活動を行っております。そのほか各市町村で北海道開発局との懇談の機会がございますので、そういったときには旭川十勝道の整備促進について要請している状況でございます。

す。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 先ほどの村長の答弁にも、20年をもってようやく北の峰トンネルがどうのってというお話がありました。富良野道路と、それから富良野北道路ですか、これもいま着工の兆しがあって、82%ですか、富良野の予定というのは。その他はさっぱり我々にどういう結果になっているかということがほとんど分かっていない状況なので、もうちょっと我々住民にわかるような方向性を取れないものか。もう1点はこの資料を見ますと富良野市長がトップになって、旭川、美瑛、それから占冠まで期成会の対象になっているのですよね。それで積極的に陳情することによって、早くこの道路が結ばれるような気がするのですけれども、年に2回か3回ということではなくて、もう少しスピードを上げた陳情はできないものなのか。それともう1つは富良野広域連合というものがありますけれども、その中でこういう問題は取り上げられないものなのか、この辺についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 期成会での要請活動につきましては、役員がすべて首長ということもありまして、日程調整はこの2回がやはり限度かと思っております。ただ先ほど申し上げましたように、各市町村、北海道開発局、また出先の北海道開発建設部、そういったところとも懇談の機会がありますので、その都度要請活動を行っているところであります。

それから進捗状況でございますけど、遅々として進まないところがございます。私たちが道路は繋がって道路の役割を果たすと、それからこの高規格道路はいま北海道横断自動車道、縦断道、建設進んでおりますけど、高速道路の空白地帯になっております。そういったことから、農業それから観光にとっても非常に重要な路線でありますし、本村としても日高から富良野へ行く救急が年30数

回ございます。占冠から協会病院へ搬送しているのが70数回あったと思います。100回以上の救急患者がこの道、いま237号ですけど、これを通して2次医療へ行くと。そういったことを考えますと命の道路でもありまして、そういったことを訴えながら要望活動を行っております。

進捗状況の公表でございますけど、これは何かの機会に広報か村のホームページを使って、いまだどういふ状況になっているかはお伝えすることは可能でありますので、そうしたいと思っております。

広域連合は設立された趣旨が違います。富良野沿線で行うのであれば、いま市町村振興協議会でございます。ただこれは解散の方向で今進んでおりますけど、なにか懸案があれば新しい組織で処理することになっておりますので、そういったところで要請活動は進めていくことは可能であると、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは早急に旭川から占冠まで、金山峠がいつもトンネルの中を通るたびに感じるのですけれども、ここがもう少し下のほうから占冠へ抜けるずい道になれば、本当に早い道路になるのではないかというふうに期待しながら通っているし、実際に金山トンネルも暗くて非常に危険なので、それが高規格道路でどうかかわからないのですけれども、繋がればかなり早く富良野まで行けるといふ期待もございまして、今後より一層この計画について、それぞれ期成会で積極的に陳情なり促進に努力されたいといふことを申し上げていきたいと思っております。

それでは次に、質問の第2番目についてお伺いいたします。

トمام地域カフェについてお伺いいたします。トمام地域住民の自主的な活動により、村では6月第3回定例議会においてトمام地域カフェ運営事業補助金70万円が議決されました。私はトمام地域住民の自主的な活動を否定するものではありません。

ませんが、議決時の説明と実行された内容があまりにも違いすぎるので次の点についてお伺いいたします。

まず（1）として、補助金の用途は旧商店建物活用を目的とするものでなければならないが、場所も建物も、これは実際建っているのはプレハブリースですか。全く別なものに変更されております。このことは使用用途の変更であり、違法ではないでございますか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。トمام地域カフェにつきましては、ご質問の中にありましたようにトمام地域住民の自主的な活動ということで、村で補助事業を採択した経過があります。その場所がなぜ旧商店を活用した事業であったかと言いますと、立地環境が良いことに加え、商店が営業していたころには商店自体が有する機能、つまり住民のコミュニティ機能としての役割を商店が担っていたことが大きいという考え方によるものです。高齢者が日常的に顔を合わせたり、話をする機会が減り、子どもの見守り機能まで含めた住民の交流が少なくなってしまうという危機感が、トمام地域カフェ運営事業というかたちで住民自身の手による地域づくりが発案されたきっかけでありました。

6月定例会では、担当課長がお答えさせていただいておりますが、交流できる場所の提供や住民活動の拠点となる場所、あるいは防犯や児童見守りを行うことが目的とされた事業であり、このことを実施していくために旧商店を活用するものであります。逆の言い方をすれば、商店を活用していれば別なことを行ってもよいかと聞かれれば、決してそうではありません。コミュニティ活動を中心に計画された事業の目的と全く別な事業が行われるのであれば、議員がおっしゃるとおりだと思いますが、同事業は地域カフェ運営事業であり、先に申し上げた目的に沿ったものと考えておりますことから、違法であるとは思っておりません。

以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） この事業はあくまでも、旧商店建物活用に関する検討委員会が設置されて、旧商店の建物を活用するゆえに、村長の言ったことがやれると思うのです。だから、旧商店を活用しなければならないのですよ。そこで発生するのが交流できる場所だとか提供、これは当時の議事録にあります。まずトマム5月19日付でトマム町内会長より商店へ建物の利用に伴う支援の要請文章があったということなのです。だから、とにかく商店の建物の利用を考えるとということが原則であって、場所も建物もまるっきり違うということはこれは明らかに問題があると、私はこう判断します。

色々調べさせていただいたのですけれども、実際にトマムでこの建物を利用するにあたり、旧商店建物に関する検討委員会を2回やっているのです。それで旧商店建物活用検討委員会の内容もここに書いてあるのです。これを活用しないで他のものにするということは、間違っていると思うのです。もう一度説明願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。若干の経過をご説明申し上げますと、旧商店の活用は立地条件に優れていますので、その活用を前提に考えていたのは説明のとおりでございます。6月定例会補正予算成立後の6月19日に行った店主との話し合いにおいても、15年間お世話になった町内会に使用してもらうことを優先したいとお話を直接受け、お借りできるものと見込んでいたところでございます。なぜ、店主の意向が突然変わってしまったのかわかりませんが、いずれにしても所有者からお借りすることができない状況において別な建物と場所に変更することはやむを得ない事情であったと考えております。

設置場所は元々交差点十字路にあることで、児童の見守りにも寄与するとのことが目的のひとつ

でもありましたので、店舗の向かいの用地は適切であり、プレハブによる実施について了承したところであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 確認したいのですが、いまの村長の答弁の中で商店側所有者が貸せないというふうに聞こえたのですけれども、そういう途中で所有者が貸さないというふうに本当に言われたものか、この辺お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 当初は町内会に使っていただくと、そのために商店をお貸ししますというお話で地域もそういうことで話し合いを進めていたわけですけど、途中からお貸しすることはできない、売りたいということに変わったものからこういう措置になりました。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 私の聞いた範囲内では、契約はできないが売主が決まるまでは無償でよろしいと、いつでも使ってくれというふうに伺っております。だから所有者側はこの建物をどうぞお使いくださいということで、それぞれトマムの活性化委員会の方たちと相談してきたというふうに伺っているのですが、それは違うのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私が伺っている範囲では、最初は議員おっしゃるとおり、そういう形でスタートいたしましたけど、途中から店を買いたいという業者がでまして、いま貸すことはできない、売る方向で考えたいという、店主からのお話が協議会のほうにありまして、その方策について内部で協議したように聞いております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 貸せないから旧商店の建物を変更して別にしたと、これは話が全然別なのです。あくまでも議決は旧商店の建物を再活用すると、再利用するという説明のもとで議決したもののなのです。だから6月の議会で私ども質問

しましたが、不確定要素がたくさんあったから、不確定要素に対してこういう提案をするのはおかしいのではないかとというふうに私も言いましたし、木村議員も議事録を見たら言っているのです。だから、全然話が別なのです。議決した時点では、貸してくれることがはっきりしていたものだから旧商店の建物を活用してもよろしいと言って、事業費の2分の1相当の70万を議決したと。だから、貸せないから全く別なものに組み替えた。これは予算執行上問題があるのですよ、これは。やはり事業の変更はきちんとやらなければいけないのだと思うのです。そういうことにならないのかと思うのです。村長いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほど答弁いたしましたように、商店がなくなったことによりまして、地域のコミュニティが無くなる、また児童生徒の見守りも無くなっていくと。そういったことに地域の方々で危機感を持ちまして、旧商店を借りて地域カフェを行いたいと、そういう提案がございました。同時並行して、村のほうも旧店主とお話しを持っておりまして、旧商店の使い方について、地域で使いたいから貸していただけないかということで話をしております、店主からは15年以上もトママ地区にはお世話になっているので使ってもいいですよと、そういうお答えがありましたので話は進めていかれたと。ただ、検討していつているうちに店主のほうから貸すことはできないということが伝えられて、じゃあトママ地域のコミュニティはどうするのだということがありまして、村へは変更するかたちで申請が上がってきております。村は旧商店をもちろん使うのが一番でございますけど、使えないということもあって、それからトママ地区のコミュニティだとか安心を考えたら、プレハブ、場所を移してやるのも一つの選択肢と考えて認めた経過がございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） あのね、ちょっと話を

あまりあっちこち持っていったらわからないので。

これは議決した時は旧商店を活用するために70万円の予算を議決したのです。それが活用できなくなったからと言って、勝手にね、勝手と言ったら語弊があるかもしれないけれども、事業計画を大幅に変更することにならないと思うのです。そこでなんらかの措置をしなければならないと思うのです。だから、貸せるか貸せないかという言葉上において大幅な事業計画の変更ですから、変更するという事は、それなりの手続きを取らなければならないと、私はこう思うのです。これは明らかに、色々調べてみたのだが、事業計画の変更云々ということも、補助金の適正化法から補助金の使い方というものが出ていますから、補助金の適正化法第11条に違反するのではないかとというふうに感じたものですから。

トママ地域住民の振興に使う補助金である、これは終局的にはそうかもしれないけれど、まず前提は建物を活用するために、トママは非常に苦勞して委員会を作ってやっているのです。

だから、その時は活用するための議決ですから。無断で変更するという事にはならないような気がするのです。もう一度、村長答えてください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トママ地域カフェでございますけど、町内会のほうからあがってきたのは旧商店店舗活用計画で、トママ地域カフェ運営事業ということで、旧商店を使って地域カフェ事業を行いたいと、地域カフェ事業を行いたいということでございまして、村といたしましても先ほど言いましたように、あそこからコミュニティがなくなる、安全安心がなくなる、買い物支援がなくなる、そういったことを考えますと、このカフェ事業を認めてスタートした経過があります。進めていくうちにその場所が駄目だということになったものですから、場所を変えざるを得ないということです。

カフェ事業は先ほど言いましたようにトママ地

区の住民にとって大変重要な事業でありますし、今後トマムの集落対策へも結びつくものであります。ここで断ち切るわけにはいかないですし、トマムカフェを取り組んでいただきたいと、そういう思いがあつて場所を変更してでもこの事業を承認していると、そのように思っております。それから補助金の適正化法のお話がございましたけど、補助金適正化法は国が国以外の者に対して交付する補助金に対して適応されるものでありまして、村が単独に補助する分については該当しないものと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 基本的に6月に議決した、建物を使うために、なぜそれを使うかと理由はいま村長言われたように議事録も企画商工課長が答弁されているのです。交流ができる場所の提供や住民活動の拠点になる場所、あるいは防犯、児童を守る。まずとにかく旧商店を利用するんですよ。利用するためにこの予算をつけたものなのです。利用されなければ話がまた別だったのです。利用されるというから、ここでそういうために認めたのです。不確定要素がいっぱいあったけれども。だから、利用されたためにつけた予算を、貸せないからと言って他に簡単に計画変更はできないのです。

私はトマム地域カフェについて反対しているわけでもなんでもないのです。やはりトマム地域には、こういう店もなくなったし、ガソリンスタンドもなくなったし、それについては私は反対しないし、トマム地域振興のために。ただ、旧商店の建物を利用するためにやった予算なものですから、事業変更を単独でやるということについては、補助金だから適正化法は村は関係ないと言ったって、適正化法から村の補助金を公正に使うように云々というやつがきていると思うのです。これはあくまでも税金ですから。だからこれは間違えなく私はこの行為は違反であるというふうに言いたいのです。もう一度、村長。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 旧商店を利用してトマム地域カフェをやりたいと、そこは信頼関係で町内会と店主、それから村と店主の間で話し合いを行って貸していただけると、それでスタートしたわけです。旧商店を使って地域カフェをやりたいと、村はそれの承認したわけでございます。事業を進めていく上で、先ほども申し上げましたように、貸すことはできないというお話が店主のほうからありましたので、地域カフェ、そういった活動を行っていくには、旧商店は使えないと。使えないから代替えとしてプレハブで地域カフェをやりたいと。村といたしまして、旧商店がそういう状況になりましたから、トマム地域カフェをやっていくのにプレハブでやりたいという案に対して承認したわけです。

補助金につきましては、調べたのですが、地方自治体の補助金は法的には司法上の贈与計画の申込みに対する承諾と同視できるから、交付決定は行政処分には該当せず、負担つき贈与契約とされています、と。法的にはこのような条件を守った場合には、この金額を補助するという贈与計画を占冠村とトマム町内会が対等的な関係で締結したということになります。ですから、補助金交付については違法ではないと、私は考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 同じことを何回も繰り返しても先に進まないで、あと2問ほどありますので進めたいと思うのですけれども、私はあくまでもこれは旧商店を活用してやるということの議決なものですから、これをユニットハウスだとか別な建物にするとなったらこれは大幅に変更するものであるから、これはあくまでも僕は違反であるというふうに考えます。これについては、私も法律学者ではないものですから、後ほどよく検討してそれなりの対応をしたいというふうに考えています。

そこで、2点目に移りますが、(2)に書いてありますように、村から提出された旧商店活用に関する経過書から見ても、これは先般の会議の時に村から提出された資料ですね。ユニットハウスに変更する理由がわからないし、変更する必要は全くないような気がします。村長はむしろ公正かつ効率的に使用を促さなければならない立場にあると思います。変更を認めて理由について伺います。これは相当詳しく書いてあって私も相当詳しく勉強させていただいたのですけれども、全くこれから言っても変更する必要はないし、むしろこれはこういう物を借りることによって非常に無駄な使い方をしたような気がします。旧商店をそのまま使えたはずなのです、これから言ってもなぜこういうことになったのか、伺います。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。先ほどの答弁の繰り返しになりますけど、変更を認めた理由につきましては、当初予定していた旧商店の店舗を借用できなかったためでありまして、この間地域住民の議論経過をふまえ、それにかわる建物として、プレハブを利用した、実施場所の変更はやむをえない事情によるものと判断し事業内容の変更を認めたものであります。以上です。

○議長(相川繁治君) 2番、長谷川耿聰君。

○2番(長谷川耿聰君) やむを得ない事情と言っても、やはり70万円の大金をここで費やさなければならぬから、だからやむを得ない事情ではないのです。

この一連の経過からしても全くプレハブを使う必要もないし、プレハブの使っている時期は11月と12月の2ヵ月。これは1年も2年もそのまま使うのであればまだ100歩譲って認められるのです。わずか2ヵ月なのです。

それで村は7月2日から8月22日の42日間の工期でもって土地鑑定を依頼しているのですよね。8月8日に鑑定が出されて、それを先方に伝えているのです。この資料からいくと、8月中は色々

な問題があるのでいっさい検討委員会が開かれていないのです。村は鑑定を依頼したということは、どういうことでまずこの鑑定を依頼したか、これはきつと買う目的だと思うのです。そして、その結果を先方に報告しているということです。買う目的であるのであれば、村の財産として購入するのだから、それはプレハブなどを置くのはおかしい話だと思うのです。だから、どういう目的でまずその土地鑑定を依頼したのか。そして鑑定を依頼して、買った後に何に使おうとしたのかその辺の村長の考え方を伺います。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 旧商店の店主からこの物件については買いたいという業者が数件出ていると、私としてもそういう方向で考えたいというお話がありましたので、村もあそここの場所、それから建物の活用、今まで使いたいという地域住民の声もありましたので、買う方向で検討したい、そういう意思表示をしまして不動産の鑑定を行った経過があります。

村と商店との話がつくまでトマム町内会のほうも身動きがとれないような形でごさいます、たぶん検討委員会は開催されていなかったものと、そのように承知しております。以上です。

○議長(相川繁治君) 2番、長谷川耿聰君。

○2番(長谷川耿聰君) 所有者の方は、契約はできないが売主が決まるまでは無償でよろしいと、そういうふうにごさられるのです。そして、実際に契約がなくても町内会では、建物の活用検討委員会ですか、6月26日から28日の晩に店屋の品物の在庫販売をやられているのです。7月31日には建物の清掃もやられて、そして床のクロスも剥がしていたのです。これは実際に使っているし、使える状態なのです。たまたま土地の購入が出た時には、村長が今言われるように、他からあったのですけれども、店主側はトマムでもって利用するのであれば他へは売りませんよというような意志をはっきり表示しているのです。私もそういう

ふうに向っているものですから。

こういうような状況になっていて、あえてユニットハウスを借りて無駄遣いする必要はないと。だから私はこの一連の村の資料から見ても、まさに事業の計画を変更する必要もなければ、ユニットハウスを借りる必要もないと。

先ほども言いましたように、わずか2ヶ月間、実際にオープンしたのは10月15日、だから時系列的に言っても、ちょっと待てと、いま村で買うから、そうしたら使えるのですよと言って、なぜ旧商店検討委員会の会長さんにそういうことを言って、それでユニットハウスを借りるのを待たせなかったのか、全くおかしい話ですよ、これは。少なくともユニットハウスは2ヵ月借りても、やはりなんぼ払っているのかその辺まではわからんけども、おそらく持ってきて壊して、また持って帰るから、30万や40万かかっているのだと思うのです。無駄遣いもはなはだしいのです。だから私はここで言うのですよ。もうちょっと行政がトマムに対して、トマムのために、それからトマム地域の住民のために手厚い擁護をするのだったら、こういうことをきちんと整理して、一連の事業をさせるのが当たり前ではないのかと思うのです。村長、違うのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） いま時系列のお話がありましたけど、7月31日に旧商店の清掃と、備品そういったものを整理しております。それまでは旧商店がトマム地域の人にここを使ってくださいということで、委員会のほうも地域カフェをやるべくして清掃ですとか、中の在庫処分、そういったものにお手伝いしたようでございます。

所有者のほうから、契約できないということをして7月31日の日に伝えられたようでございます。そこからは使えないから検討委員会も開催されておりませんし、村の動向も見ていると、そういう状況でありました。村が買うといたしましても、適正な価格でなかったら買うことができませんし、

そのために不動産鑑定も行っております。

ここは売主と買主の関係でありますので、もし村が買いたいと言っても、村が買えなかった場合、そういうことも想定されますし、村が買ったとしても、予算を計上しなければならない、それから売買契約、そういった手続き含めると、もう年が明けてしまうというような状況になりましたので、12月いっぱいまでプレハブで地域カフェをやりたいと。

無駄遣いというご指摘もございましたけど、金銭面で図れないトマムの人たちの感情とか地域への思いがあります。一概にそういった無駄遣い、お金の面からするとそういうふうにも映るかもしれませんが、私としては無駄遣いではない、貴重なトマムの人たちの活動であったと、そういうような評価をいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） いつまで言ってもきりのない話なので。私の言いたいのは8月29日に、8月いっぱい村の動向を見ながら進めたいということでトマムの方々は検討委員会も開かないでいたのです。8月29日に町内会長と村長が面談して、ユニットハウスを認めたと。私はこれを認めたこと自体がおかしいと思うのです。先ほど1問目に言ったように事業計画の大きな変更で、村長が軽々しく、なんぼ村長の権限かもしれないが、認めたこと自体に非常に問題がある。それは別としても、9月19日に村長と旧商店との間で交渉が成立しているはずですよ。そうすると、この間わずかな時間なので、いまそういうところに高いお金をかけなくてももうちょっと待ってくれと、開店は10月15日なのです。これは色々な手続き上の問題もあるから、今日いいと言って明日やるわけにはいかないから、その辺はわかるのですけれども、その辺でもって、もうちょっと待ってくれと、それじゃあ旧商店が使えますよと。

そういうふうに向得するのが村長の立場だし、地元にも支所長もいらっしやるのでそういうこと



でやらなければならないのではと私は思うのです。そういう指導が何もできていないということに非常に私は不信感を抱くのです。もう一度、村長答弁願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私どもの鑑定と提示した額が店主が希望している額と差がございまして、結論が出るまでには時間がかかっております。それから、契約できるのは予算措置が終わってからでないといふことができません。村の建物でないものを勝手に地域カフェやりたいから改装すると、そういったことにはならないと思っております。プレハブを認めた、そういう経過がございまして。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） あくまでも旧商店の店主は、トマムのためだったら、方向性がはっきりするならいつでも使ってもよるしいというふうに言っているのです。だから、その辺をわずか2カ月のプレハブでもってそういうふうに言われているから、ここまで掃除したり品物を売ったりしているということは店主も認めているということなものですから、そこへたまたま売買の問題が入っているから、売買の方向性さえはっきりすれば、店主はいつでも使ってもいいというふうに公言しているはずなのです。だから私はこの9月に契約しているのだけれども、もうちょっとで契約できるのでプレハブをどうのこうのという問題はもう少し待ったほうがいいのではないかと、金を使う必要はないのではないかとというふうには村長自体はトマムのほうへ説得できなかったものか、そういうふうには指導できなかったものか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） こういうお話をしているのかどうか分かりませんが、この一連、村はトマム町内会も含めてですけど、店主との話し合いがあってスタートいたしました。7月31日までは、使っているということで村もそのように思ってお

りましたし、町内会も旧商店の清掃とか備品の整理、そういうものについて協力していたことがあります。その後、買い手が現れたから、店主の計画もあるようございまして、貸すより売りたいのだというお話がありました。村も先ほど言いましたように、場所、それから地域カフェをやるのであればあの場所が最適ということで買う方向で検討したいと、それには不動産鑑定をかけて村の評価ができるまで売るのは待つて欲しいということで経過したことがあります。店主と話がついた段階で、地域に説得すればよかったのではないかとというお話でございまして、今までの経過からして、やはりここはきちんと整理していかなければ問題が生じる可能性があるという判断がありましたので、村が買ってからトマムで使っていたきたい、そういうことがございました。そういうことでトマムの人たちには説得はしておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 色々とトマム地域カフェの問題について私なりに疑問点を申し上げたのですけれども、最後に1点だけ残っているのですけれども、私はあくまでも旧商店の建物を活用するというような議決から始まっているものであります。そういうことであるならば、途中で9月の議会もあったのに、なぜその一部を村長は9月の議会で報告できなかったのか、9月にはもう既に概ね店主との交渉経過も煮詰まっているような段階で。

それともう1点はここで指摘しておきたいのは、なぜいまこういう問題を私が言わなければならないのか。これは最初の出発時点が悪いのです。6月の議事録にも書いてあるけれど、村長は不確定要素があるけれどもトマム振興のために認めていただきたいと、その不確定要素がまずかったと思うのです。これは我々もこういう問題に対する議決には反省しなければならないのですけれども、やはりこれは重大な用途変更であるということな

ので、その辺について村長の権限はどのような権限を持ってこれを行ったのか、それを最後に一言お聞かせ願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。地方自治法第232条の2において公益上必要があると認めるときは、補助することができるという定めがあります。その必要性については村長と議会が判断することとなりますが、第一義的には、地方公共団体の長がその必要性を判断するとされております。したがって、地域カフェ運営事業補助金の交付決定につきましては、申請内容を確認したうえで占冠村長名において補助指令書を交付しており、地方自治法に基づく公益上の判断と、予算執行における首長の権限によるものと認識しております。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

○議長（相川繁治君） ここで午後2時35分まで休憩いたします。

休憩 午前2時24分

再開 午後2時35分

---

#### ◎日程第4 認定第1号

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、認定第1号、平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。決算特別委員長、長谷川耿聰君。

○決算特別委員長（長谷川耿聰君） 決算特別委員会審査報告をいたします。平成26年10月30日、占冠村議会議長相川繁治様、占冠村議会決算特別委員会委員長長谷川耿聰。決算特別委員会審査報告について。

平成26年9月17日開催の第5回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号「平成25年度

占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について」の件は、去る10月29日・30日、本委員会を開催し、審査の結果、認定すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長（相川繁治君） これから平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（起立採決）

起立多数です。したがって平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 承認第1号

○議長（相川繁治君） 日程第5、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の1ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書とおおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

内容は、12月14日に執行しました衆議院議員総選挙の経費に係る一般会計補正予算第5号で、2ページ専決処分書でご説明を申し上げます。平成26年度占冠村一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9090万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。14款国庫支出金、3項委託金において衆議院議員選挙委託金350万円の増額でございます。19款、1項繰越金は前年度繰越金50万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。議案書7ページでございます。2款総務費、4項選挙費において衆議院議員選挙費で報酬など必要な費用について計上し、400万円の増額でございます。

戻りまして、3ページ補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）

**○議長（相川繁治君）** 質疑なしと認めます。討論を省略します。

これから、承認第1号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（相川繁治君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

## ◎日程第6 議案第1号から日程第17 議案第12号

**○議長（相川繁治君）** 日程第6、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、日程第17、議案第12号、富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止についての件、12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第4号までについては、総務課長、田中正治君。

**○総務課長（田中正治君）** 議案書の9ページをお願いいたします。議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、第5条第2項の期末手当を改正することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

内容について、議案の要旨でご説明いたします。要旨の2ページをお願いいたします。第1条については、平成26年度の改正について記載してあり、12月期において現行2.05月を2.2月に改め、年3.95月を4.1月に改めるものでございます。第2条については、平成27年度の改正について記載してあり、6月期において現行1.9月を1.975月に、12月期において2.2月を2.125月に改めようとするものでございます。附則として、施行期日は第1条の規定は、平成26年12月1日から。第2条については、平成27年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第2号でございます。議案書11ページをお願いいたします。議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例で、第4条第2項の期末手当を改正することについて議会の議決を求めようとするものでございます。内容について、同じく議案の要旨でご説明いたします。要旨の2ページをお願いいたします。第1条については、平成26年度の改正について記載しており、12月期において現行2.05月を2.2月に改め、年3.95月を4.1月に改めるものでございます。第2条については、平成27年度の改正について記載しており、6月期において現行1.9月を1.975月に、12月期において2.2月を2.125月に改めようとするものでございます。附則として、施行期日は第1条の規定は、平成26年12月1日から。第2条については、平成27年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第3号になります。議案書13ページをお願いいたします。議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例で、第5条第2項の期末手当を改正することについて議会の議決を求めようとするものでございます。内容については、同じく議案要旨でご説明いたします。要旨の3ページをお願いいたします。第1条については、平成26年度の改正について記載しており、12月期において現行2.05月を2.2月に改め、年3.95月を4.1月に改めるものでございます。第2条については、平成27年度の改正について記載しており、6月期において現行1.9月を1.975月に、12月期において2.2月を2.125月に改めようとするものでございます。附則として、施行期日は第1条の規定は、平成26年12月1日から。第2条については、平成27年4月1日から施行することとなっております。

引き続きまして議案第4号でございます。議案書15ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、人員勧告に基づき一般職の給与、勤勉手当及び通勤手当の額を改正することについて議会の議決を求めようとするものでございます。内容について、同じく議案要旨でご説明いたします。要旨の4ページをお願いいたします。第1条については、平成26年度の改正について記載しており、通勤手当の額を要旨の記載の表に改めるものでございます。勤勉手当については、一般職について12月期において現行0.675月を0.825月に改め、年1.35月を1.5月に改め、再任用職員については12月期において現行0.325月を0.375月に改めるものでございます。給与については、議案書の17ページから19ページの別表第2の給料表に改めるもの

でございます。

第2条については、平成27年度の勤勉手当の改正について記載しており、一般職については6月期において現行0.675月を0.75月に、12月期において0.825月を0.75月に改め、再任用職員については、6月期において現行0.325月を0.35月に、12月期において0.375月を0.35月に改めるものでございます。附則として、施行期日は第1条の通勤手当及び給与の規定は、平成26年4月1日から。勤勉手当の規定は、平成26年12月1日から、第2条については平成27年4月1日から施行することとなっております。

以上4件、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第5号から、議案第11号までについては、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書の21ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

改正理由ですが、「母子及び寡婦福祉法」の一部が改正されたことに伴いまして改正を行うものです。内容ですが「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正されたため、関連する条例の法令を改めます。さらに、父が定義付けられたため、追加するものです。また同条例のうち文言の修正を合わせて行うものでございます。施行の期日ですが、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日からの適応とするものでございます。

続きまして23ページ、議案第6号です。占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

制定理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律の施行によりまして、介護保険法の一部改正に伴い、従来介護保険法に定められていた事業者の指定に関する基準の一部や、厚生労働省令で定めることとされていた介護サービスに係る基準を、都道府県または市町村の条例で定めることとなったため、本条例を制定するものでございます。

内容ですが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものでございます。第1章では、総則第1条、第2条です。第2章では、人員に関する基準をうたいまして、第3条から第4条。第3章では、運営に関する基準、第5条から第29条までです。第4章では、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第30条から第32条までです。第5章では、基準該当介護予防支援に関する基準としまして、第33条でうたっております。施行期日ですが、この条例は平成27年4月1日からの施行となります。

続きまして37ページ、議案第7号、占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

制定理由につきましては、議案第6号と同様なのですが、内容としましては介護保険法の一部改正に伴い地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものでございます。この条例の施行期日ですが、平成27年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして39ページ、議案第8号です。占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

改正理由につきましては、議案第6号と同様ですが、内容としまして第93条第2項中「規則で定める指定居宅支援」を「北海道指定居宅介護支援

等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第16号各号に掲げる」に改めるものでございます。施行期日ですが、平成27年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして41ページ、議案第9号の内容です。占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

改正理由につきましては、議案第6号と同様でございます。内容ですが第67条第2号中「規則で定める」を「占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例第31条各号に掲げる」に改め、「具体的取扱方針及び」の次に「同条例第32条各号に掲げる」を加えるものでございます。施行期日ですが、平成27年4月1日からの施行となります。

続きまして43ページ、議案第10号です。占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

改正理由につきましては、議案第6号と同様でありまして、内容ですが指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を規定するにあたりまして、根拠の趣旨、法人要件を追加するものでございます。施行期日につきましては、平成27年4月1日からの施行とするものです。

続きまして45ページ、議案第11号です。指定管理者を指定することについて提案理由の説明をいたします。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容ですが、施設の

名称としましては、占冠村小規模多機能型居宅介護施設です。指定の管理者となる団体の名称ですが、社会福祉法人占冠村社会福祉協議会であり、指定の期間ですが、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第12号については、企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 議案書47ページをお願いいたします。議案第12号、富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について。

地方自治法第252条の6の規定により、平成27年3月31日限りで、富良野地区広域市町村圏振興協議会を廃止する。平成26年12月15日提出。占冠村長中村博。

提案理由でございますが、平成20年度をもって、国の広域行政圏計画策定要項が廃止され、平成26年度からは定住自立圏による広域連携施策の推進を行っていることから、平成27年3月31日をもって、同協議会を廃止するものです。構成市町村においては、既に同協議会の廃止について合意されており、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めます。以上、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

## ◎日程第18 議案第13号から日程第24 議案第19号

○議長（相川繁治君） 次に日程第18、議案第13号、平成26年度占冠村一般会計補正予算第6号の件から、日程第24、議案第19号、平成26年度占冠村後期高齢者保険特別会計補正予算第2号までの件、7件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第13号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の49ページをお願いいたします。議案第13号、平成26年度占冠村

一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

このたび提案いたします占冠村一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ2110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1200万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書の54ページでございます。1款村税、1項村民税において個人村民税で360万円の増額でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金において道路橋梁費の事業費確定に伴い、社会資本整備総合交付金1254万8千円の減額でございます。14款、3項委託金において、2目民生費委託金で国民年金事務委託金84万5千円の増額でございます。

55ページ、15款道支出金、2項道補助金において、1目総務費道補助金で福祉灯油に係る地域づくり総合交付金23万5千円の増額。4目農林業費道補助金でエゾシカ森林被害防止強化対策事業道補助金30万円の増額でございます。15款、3項委託金において、北海道権限移譲事務交付金15万2千円の増額。知事・道議選挙委託金120万円の増額でございます。18款、1項繰入金において、補正予算により一般財源額が必要となることから、財政調整基金繰入金で700万円の増額。各特定目的基金においても、各事業に対する財源が必要となることから、福祉基金繰入金で1230万円の増額。村営住宅基金繰入金で300万円の増額でございます。

56ページ、19款、1項繰越金において前年度繰越金491万1千円の増額でございます。20款、5項雑入においては、予防接種個人負担5万7千円の増額。赤岩環境整備教育募金4万8千円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。57ページ、2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費は財源振替、4目財産管理費で光熱水費10万9千円の増額。5目総合センター管理費で

燃料費41万6千円の増額。7目企画費で平成26年度負担金確定によりまして、富良野広域連合負担金668万3千円の減額。赤岩環境整備協力金を積み立てることで環境保全と観光振興基金積立金4万9千円の増額でございます。2款、2項徴税費において、総合行政システム使用料20万円の増額でございます。

58ページ、2款、4項選挙費において、2目、農業委員会委員選挙費については無投票であったことから、必要経費を除き報酬以下記載のとおり138万7千円の減額でございます。

59ページ、3目知事・道議選挙費で平成26年度中に執行する予算分で報酬以下記載のとおり170万円の増額でございます。

次に60ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費で福祉関係相談員報酬5万1千円の減額。常勤嘱託職員賃金5万3千円の増額。障害者相談員報酬で現年分及び過年度分で10万2千円の増額。小規模多機能居宅介護施設開業準備に係る社会福祉協議会運営補助金1230万円の増額。扶助費で福祉灯油増額分21万円の増額。繰出金で介護保険会計繰出金80万円の増額でございます。3目国民年金費で電算委託料84万6千円の増額でございます。

61ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費でマイナンバー制度導入システム改修委託料80万円の増額。健康管理システム借上料62万2千円の減額でございます。2目予防費で消耗品費26万1千円の増額。がん検診推進事業補助金返還金1万9千円の増額。3目環境衛生費は財源振替。5目後期高齢者医療費で後期高齢者医療会計繰出金50万円の増額でございます。6款農林業費、1項農業費において、2目農業振興費で社会保険料4万円の増額。消耗品費26万円の増額と財源振替でございます。

62ページ、6款、2項林業費において社会保険料3万円の増額。臨時雇上賃金130万円の増額。消耗品費で8万円の増額。修繕料10万円の増額。

エゾシカ森林被害防止強化対策事業委託料65万円の増額でございます。7款商工費、1項商工費は財源振替でございます。8款土木費、1項道路橋梁費において、1目道路維持費で臨時雇上賃金105万6千円の減額。タイヤドーザ購入の備品購入費で1414万円の減額。3目橋梁維持費は財源振替でございます。

63ページ、8款、1項住宅費において燃料費300万円の増額。光熱水費60万円の増額。村営住宅修繕料300万円の増額。備品購入費で2万4千円の増額でございます。8款、4項都市計画費において、光熱水費10万円の増額でございます。10款教育費、1項教育総務費において、2目事務局費で常勤嘱託職員賃金15万円の増額。消耗品費8万円の増額。3目事務教育振興費で就学指導委員会委員報酬5千円の増額でございます。

64ページ、10款、2項小学校費において、1目学校管理費で燃料費54万円の増額。地下タンク清掃埋設管漏洩検査委託料8万9千円の減額。学校用地内環境整備委託料5万円の減額。学校備品購入費40万円の増額でございます。10款、3項中学校費において、1目学校管理費で燃料費45万円の増額。2目教育振興費で修繕料20万円の増額でございます。12款、1項公債費において、1目元金で長期債年賦元金110万円の増額でございます。

次65ページ、13款諸支出費、1項普通財産取得費において、1目土地取得費で土地購入費、2件ございまして、1件が字トマムの商店敷地で面積661.34㎡、181万円、もう1件が字ニニウの森林4万6942㎡、23万4千円で、合計204万4千円の増額。森林購入に係る立木等補償費128万6千円の増額でございます。2目建物購入費は字トマムの商店建物で延べ床面積231.66㎡で140万4千円の増額でございます。次に14款、1項職員費において、人事院勧告に伴う給料で286万円の増額。職員手当で特別職分27万円の増額。一般職分で人事院勧告分300万円、それからそれ以外で時間外手当分299万円の増額でございます。次に、共済

費で社会保険料3万円の増額。一般職共済組合分82万円の増額でございます。

戻りまして50ページから51ページ、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第19号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

**○保健福祉課長（小尾雅彦君）** 議案書67ページをお願いいたします。議案第14号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4350万円の内容にしようとするものでございます。内容につきまして、事項別明細にてご説明をいたします。70ページをお願いいたします。

歳入でございます。9款、1項繰越金におきまして、前年度繰越金650万円の増額です。

歳出です。1款総務費、1項総務管理費におきまして、1、一般管理費委託料でコクホライン調交システム改修委託料37万4千円の増額です。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費におきまして、500万円の増額でございます。

続きまして71ページ、2款、2項高額療養費におきまして、一般被保険者高額療養費100万円の増額です。10款諸支出金、1項償還期の予備還付加算金、1目償還金におきまして、国・道負担金清算金12万6千円の増額でございます。

68ページにお戻り願ひまして、歳入歳出予算補正の補正後の金額ですが、第1表のとおりの内容でございます。

続きまして、73ページ議案第15号、平成26年度村立診療所特別会計補正予算第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出それぞれ9300万円とするものでございます。以下、事項別明細にてご

説明を申し上げます。

76ページをお開きください。歳入です。5款、1項繰越金、前年度繰越金で200万円の増額でございます。

歳出です。1款総務管理費、1項施設管理費、1目一般管理費におきまして、2節の給料、一般職の内容で2万円の増額。職員手当、一般職で10万3千円の増額。7節の賃金では、医師等の経費で2万円の増額。8節の報償費では派遣医師の謝礼としまして144万円の増額。9節の旅費では費用弁償としまして6万5千円の増額です。2目占冠診療所管理費におきましては、燃料費2万3千円の増額。光熱水費9万円の増額でございます。3目トマム診療所管理費におきましては、燃料費2万円の増額、光熱水費4万6千円の増額。14節の使用料及び賃借料では、ポータブル心電図リース料としまして9万円の増額でございます。18節の備品購入費では、一般備品購入で8万3千円の増額でございます。

74ページにお戻り願ひまして、歳入歳出予算補正につきましては第1表の内容のとおりでございます。

続きまして87ページをお願いいたします。議案第18号です。平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出をそれぞれ430万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1180万円とするものでございます。内容につきまして、事項別明細にてご説明いたします。

90ページをお願いいたします。歳入からです。3款国庫支出金、2項国庫補助金におきまして、介護保険事業補助金で144万円の増額です。5款道支出金、1項道負担金におきまして介護給付費負担金87万6千円の増額です。7款繰入金、1項一般会計繰入金では、事務費繰入金としまして60万円の増額。職員給与等繰入金で20万円の増額でございます。8款、1項繰越金では、前年度繰越金で118万4千円の増額でございます。



続きまして91ページ歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費におきましてシステムサーバーの使用料110万円の増額でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費におきましては、財源振替でございます。3款地域支援事業費、1項介護予防事業費におきまして、1目介護予防事業費、2節給料で一般職1万2千円の増額。3節の職員手当等では2万8千円の増額でございます。2目包括的支援事業費におきまして、2節の給料では4万7千円の増額。3節の職員手当等では、11万3千円の増額。13節委託料では、介護保険システム改修費といたしまして300万円の増額でございます。

88ページにお戻り願ひまして、歳入歳出予算補正の内容につきましては、第1表のとおりでございます。

続きまして93ページをお願いいたします。議案第19号、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出それぞれ1750万円とするものがございます。以下、事項別明細にてご説明をいたします。

96ページをお願いいたします。歳入です。3款繰入金、1項一般会計繰入金では、事務費繰入金としまして50万円の増額。

歳出です。1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費でその他使用料及び借上料としまして50万円の増額でございます。

以下、94ページにお戻り願ひまして、歳入歳出予算補正の金額につきましては、第1表のとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第16号、議案第17号については、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書77ページになります。議案第16号、平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号。

平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予

算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1830万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年12月15日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細の歳入から説明いたします。80ページをお開きください。4款、1項、1目、1節の繰越金で、前年度繰越金6万5千円の増額です。5款諸収入、1項、1目、1節雑入で123万5千円の増額です。これについては、地方税及び地方消費税の還付金となっております。

続きまして歳出について説明いたします。2款管理費、1項施設管理費、1目施設維持費の11節需用費合計で109万5千円の増額で、内訳として光熱水費123万5千円の増、修繕料67万円の増であります。13節委託料合計で24万円の減額で、内訳として配水池清掃委託料3万円の減、上トマム浄水場ろ過地清掃委託業務10万円の減、漏水調査委託料6万円の減、平成26年度水道水放射能検査委託料5万円の減で、それぞれ執行残によるものであります。15款工事請負費、合計で43万円の減額で、内訳として消火栓更新工事10万円の減、量水器取換工事19万円の減、占冠村民間賃貸共同住宅給水工事14万円の減で、執行残によるものであります。

81ページの3款、1項公債費、2目利子、23節償還金、利子及び割引料で6万5千円の増額であります。

議案書78ページにお戻りください。第1表歳入歳出予算補正は、説明した内容により、それぞれ記載のとおりであります。

続きまして、議案書83ページをお願いいたします。議案第17号、平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第3号。

平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正

予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億350万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年12月15日提出、占冠村長、中村博。

事項別の歳入から説明いたします。86ページをお願いいたします。4款、1項、繰越金、1目下水道事業、1節の繰越金で前年度繰越金50万円の増額です。

歳出の説明を行います。2款管理費、1項施設管理費、1目下水道費の11節需要費で光熱水費50万円の増額です。

84ページにお戻りください。第1表歳入歳出予算補正は説明した内容により、それぞれ記載のとおり増額するものであります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時32分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 27 年 3 月 2 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 木 村 一 俊

平成26年第7回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月16日（火曜日）

○議事日程

議長開議宣告（午前10時）

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 占冠村職員の給与に関する条例を制定することについて  |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を制定することについて                          |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を制定することについて  |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 指定管理者を指定することについて   |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について  |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 平成26年度占冠村一般会計補正予算（第6号）   |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 平成26年度占冠村村立診療所特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第 17 | 議案第 17号 | 平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  |
| 日程第 18 | 議案第 18号 | 平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第 19 | 議案第 19号 | 平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |

日程第 20 意見書案第15号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

日程第 21 閉会中の継続調査所管事務調査申出  
閉会宣言

### ○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	(空席)
	2番	長谷川 耿聰 君		3番 山本 敬介 君
	4番	五十嵐 正雄 君		5番 佐野 一紀 君
	6番	工藤 國忠 君		7番 木村 一俊 君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

村 長	中村 博 君	副 村 長	堤 敏満 君
会計管理者	小林 潤 君	総務課長	田中正治 君
企画商工課長	松永英敬 君	保健福祉課長	小尾雅彦 君
産業建設課長	岩谷健悟 君	林業振興室長	田畑泰行 君
トマム支所長	多田淳史 君	総務担当係長	蠣崎純一 君
職員厚生担当主幹	細川明美 君	財務担当係長	野原大樹 君
企画担当主査	中里安紘 君	交通安全主任	佐々木智猛 君
商工観光担当主幹	後藤義和 君	社会福祉担当主幹	高桑 浩 君
保健予防担当主幹	松永真里 君	介護担当主幹	木村恭美 君
村立診療所主幹	合田 幸 君	農業担当主幹	阿部貴裕 君
土木下水道担当主幹	岡崎至可 君	建築担当主幹	嵯峨典子 君
水道担当主幹	小林昌弘 君	林業振興室主幹	鈴木智宏 君

#### (教育委員会)

教育委員長	藤本重克 君	教 育 長	藤本 武 君
教育次長	伊藤俊幸 君		

#### (農業委員会)

会 長	安田堅吾 君	事 務 局 長	岩谷健悟 君
-----	--------	---------	--------

#### (選挙管理委員会)

書 記 長	田中正治 君
-------	--------

#### (監査委員会)

監 査 委 員 木 村 一 俊 君 事 務 局 長 尾 関 昌 敏 君

**○出席事務局職員**

事 務 局 長 尾 関 昌 敏 君 主 任 八 木 香 織 君

開会 午前10時

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。

ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。  
3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 議案第1号から第4号、そして補正予算にも関わることなのですから、議員の報酬、特別職の報酬ですね。あと、一般職員の給与に関するものを改正しようということなのですが、人事院勧告で出ているものに沿ってこれは、一般職については行われる、それにのっとり特別職もしくは議員の報酬も行われるものではないかというふうに予想するわけですが、現状民間は本当にアベノミクスが全然届かずに非常に厳しい状況の中にあります。特に北海道、こういった小さな地方はそういったのが中々届かない現状の中であって、給与の報酬もしくは給与の一部をあげていこうということを、一般の村民にこういう理由であげますよと、こういうことで社会情勢はこうでこうあるべきであげますよということ詳しく納得できるように説明するべきだというふうに思います。これは、このまま条例が通って、はい上がりましたということ、一般の村

民の方、または民間企業の方が見た時にお手盛りというふうに見られてしまうというふうに思いますので、どういった観点で、どういったことで今回あげるのかということを総体的にまず説明を頂きたいなというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 今回の人事院勧告に基づいて、報酬等、給与等の引き上げについて、議員言われる住民との考え方のかい離をどう見るのだというお話かと思えます。

本村におきましては、本来これまでも人事院勧告に沿った給与改定を行ってきました。過去に三位一体改革の中で人件費含めて、議員報酬もそうですが自立の道を選択したときには、それぞれの立場で経費を削減しようということから、過去にそういった取組みの中で議員報酬においても職員の給与においても取組みをされてきましたし、そういった経過をふまえて基本は人事院勧告を踏襲しようということで、当時の減額措置を4年間行われてきたのですが、そういったものを色々な機会を通じて説明しながら復活したということが現状あります。

勧告についても本年度は増額の勧告になっておりますけれども、これまで減額の勧告も人事院に基づいて、減額の勧告も実施してきたという経過でございます。まさに10年ぶりにこういった増額勧告がなされた中で、増えるときも人事院勧告を踏襲しようという考え方に基づいております。

職員の給与につきましては、国の人事院勧告の中では今回給与について0.27%引き上げると4月にさかのぼって引き上げるという勧告が出ていますし、合わせて平成27年4月に2%の減額をするという勧告も出ております。これは3月議会に提案をしたいと、現在は考えておりますし、必ずしもこれまでと同様、出たものを踏襲したいということで今回0.27%上がったもまた下がる勧告も出ているのですということで、住民の皆さんにはご説明せざるを得ないのかなというふうに考えて

おります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 状況はわかりました。

人事院勧告を見ても基本的はこの人事院勧告の対象となるのは、一般職の職員の給与に関する法律の適応を受ける一般職の国家公務員であるというふうに明記をされていて、地方公務員はこの人事院勧告に沿わなければならないということではないということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 基本的には人事院勧告に沿わなくても、それは地域事情で給料を決めることは可能ということでもありますけれども、国としてみればやはりひとつの目安としてそういった人事院、つまり国家公務員に準拠しなさいということとは指導としてあろうかと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議あり



ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号、占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) これから日程第6、議案第6号、占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、長谷川耿聰君。

○2番(長谷川耿聰君) この条例は平成27年4月1日から施行することになるわけですが、何点かちょっとわからないところがあるので伺います。

まず、24ページの占冠の実情に合わせてお聞きしたいのですが、指定介護予防支援事業者という事業名があるのですが、指定介護予防支援事業者とは占冠においてどういう事業なのかということです。

それから同じ24ページの人員に関する基準があります。この事業者は、事業ごとに人員を置かなければならないと、ここに書いてあるように保健師その他の指定介護予防支援に関する知識のある職員とか、こういう職員がこの事業所にいらっしやるのか、いらっしやらないのか、この辺をお伺

いしたいと思います。

次に25ページ、電子機器関係なのですけれども多額な費用なものだと思えるのですけれども、こういうものが実際この事業者は持っておられるのか、おられないのかお伺いしたいと思います。

それから、次に27ページでございますが、指定介護予防支援業務の第13条（1）の下段ですか、『（平成26年占冠村条例第〇号）第2条第2項に規定する地域包括支援センター』というのがあるのですが、この第2条第2項というのはこのことを指しているのか、この点についてお伺いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 指定介護予防支援事業者の質問なのですけれども、これにつきましては占冠では地域包括支援センターという設置がありまして、現在占冠村としての事業活動を行っております。そこでうたわれている従業員の数ということで、保健師等の記述があるわけなのですが、ここの職員としましては村の保健師、主管保健師ですけれども1人が従事している状況でございます。

25ページの電子情報処理機器等という明記があるのですが、行き届いたまでの設備の設置はございませんが、この事業に際しての上部機関、国保連ですとかそういったところに介護報酬のやり取りをする際のシステム処理はしておりますので、そういった機器の整備につきましては現在毎月の業務として報酬の請求をするという、そういう作業がありますので機器としての若干の備えはございます。

あと27ページの第13条の記述なのですが、この内容につきましては今条例の提出に伴いましての内容となっておりますので、占冠条例の第〇号ということの記述でありまして、第2条第2項に規定する地域包括支援センター運営協議会という名称の内容ですが、これにつきましても通常の村の

業務として行っている事業でありまして、毎年1回の運営協議会の組織の会議も開きながら事業計画に沿った事業で業務が遂行されているかどうかというようなことを審議する内容の運営協議会となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それではちょっと確認だけしておきたいと思うのですけれども、まず指定介護予防支援事業者というやつは、村に実際ある地域包括支援センターっていうんですね。これを指しているのですかね。そういうことでよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） そのとおりでございます。現在地域包括支援センターとして業務を担っております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 27ページの第2条第2項という規定はこのどこにあるのか、それをお伺いしたいわけなのです。

○議長（相川繁治君） 答弁調整のために暫時、休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（相川繁治君） 休憩を廃して会議を開きます。保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） この記述内容につきましては、議案第7号の37ページの議案に関するものですので、ちょっとそちらを見ていただきたいのですが、この地域包括支援センターの設置者の議案なのですが、この内容でいきますと第2条の第2号では記述がなく、第3条の第2号で地域包括支援センターの記述、運営協議会についての内容の記述がありますので、ここの第2条が、第3条の誤りです。ということで、大変申し訳ないのですが、ここの記述の内容につきましては、第3条の第2号の記述が正しいものになります。

申し訳ありません。37ページの記述をそのまま、この27ページの内容に適するならば、第3条第1項第2号という記述で改めさせていただきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 私語を慎んでください。

長谷川議員に申し上げます。発言は3回までなので、それでどうしてもここを明確にしたいということであれば、4回目を許します。

2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） はっきり踏襲するとかではなくて、はっきり訂正してください。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 27ページの第2条第2項の記述が誤りでございまして、37ページの内容をそのままこの内容にあてはめますと、第3条第1項第2号ということで訂正をさせていただきたいと思えます。大変申し訳ありません。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 1点ほどお尋ねいたします。31ページの第27条第3項の規定にありますところなのですが、これを見ますと指定介護予防支援事業者というのが占冠村の地域包括支援センターということであるという説明が先ほどありました。『事故による損害のうち、当該指定介護予防支援事業者が賠償請求すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。』と書いてあるのですが、この包括支援センターは役場直轄なわけで、所長が保健福祉課長ですか、あと職員の方が保健師さんがいらっしゃいますけど、読みかえると賠償するのは、この事業所にさせるのか、村がやはり直接賠償するのか、この辺どういうふうに読んだらよいですか。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 地域包括支援センターで多種の事業を担っているわけですが、そ

ういった中で事業の実施に伴いまして万が一の事故に際しての賠償の記述なのですが、あくまで村の直接の運営ではありますが、こういった賠償すべき事案が生じた際には、包括支援センター、私も村の職員として従事しておりますので、万が一の対処につきましては、やはり村の対処にならざるを得ないというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） もう一回確認しますが、直接賠償するのが事業所である支援センターでなくて、村が賠償していくと、そういう解釈でいいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村博君） 地域包括支援センターの設置者は村であります。ですから賠償は村が負わなければならない、そのように考えています。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

## ◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、

占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村介護保険法に基

づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決さ

れました。

---

### ◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。こ

れをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第12 議案第12号

○議長（相川繁治君） 日程第12、議案第12号、富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 2点ほどお尋ねいたしたいと思います。まず最初ですが、この協議会についてはたしか各町村、均等割・人口割・基準財政需要額割ということで負担金があったと思います。たぶん財産というか、残っていると思うのですよね。その残余財産の処分についてどういうふうになっているのかをお尋ねしたいということが第1点です。それからもう1点が、昨日の村長の行政報告の中にありましたが、この協議会が11月21日に行われた富良野地区合同ワークショップというのを共催していたわけなのですが、これは毎年やっていたらしいのですが、これからはしやるとしたらどこが受け皿となってやる方向で考えているのか。以上2点です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） まず1点目の負担金の関係でございますけれども、現在負担金については予算措置はされているのですけれども、実際にそれに係る事業自体が少ないということでこの間負担金を、今年度もそうですけれども、取らないで繰越金の中で実施をしてまいりました。し

たがいて、今年度の予算をもって、ほぼ繰越金についてはなくなるということで、もし残った場合については次の設立協議機関であります、仮称ですけれども富良野圏域連携協議会、この中で吸収をしてみたいというように考えているところでございます。

それと2点目の合同ワークショップの関係でございますけれども、こちらについては当初計画が各市町村1回ずつ開催をして、今年5市町村の最後の年ということになりまして、この合同ワークショップについては今年度をもって事業終了ということになっております。そちらについては、主催をしております東大演習林も同様に考えてございますことから、合同ワークショップについては今年度をもってすべて事業終了ということになります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第13 議案第13号

○議長（相川繁治君） 日程第13、議案第13号、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に、簡潔に

発言をしてください。

質疑は、ありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 何点かお尋ねいたします。

まず、54ページにあります14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金のところの社会資本整備総合交付金のところなのですが、この減額内容の道路分と橋梁分それぞれの内訳を教えてください。

次が57ページなのですが、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費のところですが、富良野広域連合負担金の減額ということで、668万3千円の減ということで出ておりますが、先日行われました10月31日の富良野広域連合議会第2回定例会の一般補正、3号補正で占冠村分の負担金の減として762万9千円ということ出ていたのですが、この100万の差というところの説明をお願いいたします。

それから、60ページの下段の3款民生費、1項社会福祉費、3目国民年金費の電算委託料のと、その次の61ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費にあります13節委託料と14節の使用料ですが、まず上の国民年金費のところの電算委託料が当初は0だったのですが、84万6千円の増ということと、この61ページの委託料のマイナンバー制度導入システム改修委託料の80万円の増ということで、これも当初は0円のところだったのですが、それから14節の健康管理システムの借上げのところこれが62万の減額となっているのですが、この3つの関連性というのか、それがあのかどうかお尋ねいたします。

それから、61ページの4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の23節がん検診推進事業補助金の返還金ですが、このがん検診推進事業という事業についての説明を頂きたいのと、予算書にありましたがん検診クーポン券委託業務ということで15万円の予算がついているのがあったのですが、これとの関連を教えてくださいたいのと、この補

助金の返還の内容についての3点をお尋ねいたします。

あと、62ページの8款土木費、1目道路維持費、18節備品購入費というところで1414万円の減額ということで、当初、タイヤドーザー購入ということで当初予算4600万円、その中で30%以上の執行残が残った理由を教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） まず、1点目の54ページ、14款、2項、3目、道路橋梁費の補助金で、社会資本交付金の内訳ということでありますので、その中で建設機械に係る部分と橋梁長寿命化に係る分の補助金が2本あります。建設機械については、減額で1105万3千円の減額となります。橋梁のほうでは149万5千円の減額で、合計で1254万8千円の減額となります。

それと、最後の質問で62ページの8款、1項、1目道路維持費で18節備品購入費、1414万円の減額の内容ですけれども、当初予算4600万円予算を計上させていただいておりました。その後、入札執行に係る設計等を行いまして当初予算より予定価格が下回っておりました。それが予定価格としては4281万2千円ほどになります。その後、入札によりまして、金額が3186万円となったということでありますので、その分を今回予算として減額予算として計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 57ページの富良野広域連合負担金でございますが、10月31日現在で議員ご指摘のとおり補正第3号で762万9千円の減額補正がされております。通知によりますと、12月、1月、2月、3月の予定額が入ってまして、この補正でいいだろうということでございますが、村としては新たな補正をする機会がないということもありまして調整をさせていただいて114万6

千円を残して今回の減額にさせていただきました。最終的にこれが確定すれば、3月で減額をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 60ページの3款、1項、3目の国民年金費、電算委託料84万6千円の増額の件ですが、このシステム改修の費用でございますが、この内容につきましては歳入で54ページですが14款、3項、2目の民生費委託料で国民年金の事務委託金ということで、84万5千円の増額の記載がございますが、ほぼ同額の予算でございますが、端数の関係で支出が1千円多いという内容での電算委託料経費の内容でございます。

61ページの4款、1項、1目の保健衛生総務費での13節委託料のマイナンバー制度導入システム改修費用につきましては、今回当初予算では見ておりませんでした。マイナンバー制度の導入によりまして新たに生じた経費でございます。

14節の使用料及び賃借料での健康管理システムの借上料62万2千円の減額の内容ですが、これにつきましては、当初健康管理システムの借上げを月額9万6120円で12ヵ月計上しておりましたので115万4千円の経費を見ておりましたが、精査してやりとりしますと5万1800円の12ヵ月分でシステム借上料が済ませれるということで、62万2千円の減額という内容であります。

この3つの関連性につきましては、それぞれ別物ということをご理解をいただきたいと思っております。

あと、2目予防費でがん検診の推進事業の補助金返還金の1万9千円の増額計上ですが、これにつきましては国の補助金でございますが実績に伴いましての経費の返還となります。クーポン券との関連性はございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 2回目の質問になりますが、62ページの備品購入費の最初の予定の価格が高かった理由をお聞きいたします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 当初予算で4600万円計上していた部分につきましては、当初予算計上の際に、ある程度見積もりを取った中での予算計上をさせていただきました。実際執行に当たりまして、再度内容を精査しまして見積もり等をとった中で予定価格を決定しておりますので、それによって減額となったものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 3回目の質問になりますが、そうしたら最初から内容の精査を、最初の予算の設定のときからやればよかったのかなというような気がするのですが、その辺を答弁お願いします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 当初予算計上の時も内容の精査をある程度して計上させていただいておりますけれども、実際入札執行というか、起工する段階におきましては、再度詳細な見積もりをとった中で価格設定をしておりますので、それによる減額になったものと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。  
3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） いくつかお伺いしたいと思います。

まず、56ページですが20款諸収入、5項、1目雑入です。赤岩環境整備の協力募金、これは赤岩青巖峽を利用いただいたクライマーの方たちの貴重な募金だと思いますが、これは今年の年間の4万8千円の数字でしょうか。そして、昨年と比べてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

あと57ページなのですが、この歳入に対する歳出で2款総務費、1項総務管理費、7目企画費の

中の25節積立金で4万9千円計上されているのですが、この1千円の差というのはなんなのかというのを伺いたいたいと思います。ちょっと細かいところで申し訳ないのですが。

続きまして61ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料のマイナンバーの制度導入システムの回収委託料とありますが、これはいつ住民に向けて導入予定なのかちょっとお伺いしたいと思います。

続きまして62ページ、6款農林業費、2項林業費、1目林業振興費の中の7節賃金、臨時雇上賃金の130万の内容についてお伺いします。

64ページです。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の18節備品購入費です。全員協議会のお聞きしましたが、学校備品の購入費ということとできるだけ地域の材、地域のクラフト、そういったものを使っていくことが地域内でお金を循環していくふうになっていくと思います。急には難しいと思うのですが、そういったことの検討がされているのかどうかお伺いします。

65ページ、13款諸支出費、1項普通財産取得費、1目土地取得地と、2目の建物購入費、17節土地購入費と、建物購入費、これについて詳細をお伺いしたいと思います。あと、これトマムの商店跡の土地等建物の購入ということだと思うのですが、これは商店跡地ということでトマムのコミュニティ回復に使われていくということだと思うのですが、商店としての機能を復活させていくという意思があるのかどうか、商店の跡地を購入するということなので、そういう意図もあつての購入かどうかということをお伺いしたいと思います。以上、よろしくお祈りします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 議案書56ページの赤岩青巖峽整備協力募金4万8千円増の件でございますけれども、こちらにつきましては、今年度の協力募金の金額が4万9297円でございます。



当初1千円予算を計上してございますので、その不足分補正をさせていただいたというかたちになります。それと前年と比較してどうかということなのですが、昨年度は4万2387円でございますので、プラス6907円、16.3%の増ということで、平成22年度からこの事業を取り組んでまいりましてけれども、毎年度少しずつ協力金が増えていくという傾向にございます。

それと合わせまして、57ページの積立金との関係でございますけれども、こちらについては積む場合1千円予算額を多くしておかないと端数分が積めないということで、その関係で1千円ずれているということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 61ページの4款、1項、1目保健衛生総務費で、委託料で計上しておりますマイナンバー制度の導入システムの経費の関係です。住民に対してのサービス提供はいつ頃になるのかということなのですが、年明け後の作業になるかと思っておりますので早くても3月頃のサービス提供になるかというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 62ページの6款農林業費、2項林業費、1目林業振興費の中の7節賃金につきましてご質問をいただきました。臨時雇上賃金130万円の増額でございますが、ご案内のとおり、村では10月からエゾシカ対策といたしまして猟区を設置して運営をいたしております。猟区の運営に係りまして、今後の猟区運営、特にガイドに関わるハンターに対するガイドとしての業務に関わる超過勤務に関わる経費といたしまして、130万を計上させていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 65ページの13款、1項普通財産取得費の関係でございます。まず、土地取得費、建物購入費の内訳というご質問でございますので、まず土地購入費でございます。土地購入費は2件ございまして、1件はトマムにあります元商店跡の土地を購入したいということで、土地の面積が661.34㎡でございます。購入価格につきましては、181万円でございます。

次に、もう1件の土地につきましては山林になります。土地面積につきましては4万6942㎡、23万4700円ということになってございます。

次にその下の立木等補償費でございますが、現実には立木のまま購入をするのですが、これらを伐採して現金に換えたらどうかという立木評価法を使いまして、そういった評価の結果、出材積で580㎡ということで計算がされておりますけれども、その補償費として、128万5200円ということになってございます。

次に、建物購入費でございますが、これはトマムの元商店跡の建物でございまして、建物につきましては面積が231.66㎡ということで、延べ床面積でございます。購入価格が137万1600円という内容になってございます。

もう1点のご質問の商店の利用でございますが、村としては商店機能を復活させるという考え方は持っておりませんが、地域コミュニティの中で町内会としてはそういった買い物支援もやっていきたいのだというお話をしているようでございますので、そういったことに関しては村としても支援をしながら、そういったコミュニティの中で、買い物支援をぜひやっていただければというふうには考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 64ページ、10款、2項、1目学校管理費の備品購入費についてでありますけれども、今回購入します備品購入費につきましては、机と椅子であります。議員言われた地元企業の利用ということでありますけれども、今回の

机、椅子につきましては予算的なものもありますし、あと規格もあるということから地元企業の活用とはなっておりませんが、他の学校備品について購入できるものがあれば、地元企業と相談し検討していきたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 先ほど私、マイナンバー制度のサービス提供は来年の3月頃ということのお話をさせてもらったのですが、これ私どもの保健福祉の内容だけの改修ではなく、庁内の税務ですとかほかの担当部署も関係するものですから、全体的にシステムの他の業務の連携も取れなければならないということで、平成27年夏頃のテストを実施しまして、本格的なマイナンバーの連携につきましてはだいたい先になるのですが、平成28年1月頃からということで、いま詳細の内容を聞き取りしましたので先ほどの内容を訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 62ページの臨時雇上賃金のことで、超過というふうにおっしゃいましたが、これはあれですか、地域おこし協力隊の職員向けの賃金なのかもしくは猟区のハンティングのために猟友会のガイドさんを雇ったときの賃金なのか、そのあたりのところをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、64ページのいまお答えいただいた学校管理費の備品購入なんですけれども、やはり地元の企業のものを使っていくというか、これはただ購入するのをそこの窓口で購入するというのとはわけが違っていて、やはりその学校にあったものがそこの工房で作れるのか、もしくは地域の材を使って作れるのかということが非常に重要だと思うのですね。なので、いますぐこの予算でどうということももちろんあるのですが、そういったこ

とをぜひ相談していただいでいくくらい、それがものすごく高ければひょっとしたら不可能になってくるのかもしれないのですが、まずは相談していただいでそういうことは可能かどうかということをお願いしたいです。もう一度そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 62ページの林業費の林業振興費の臨時雇上賃金130万円の質問をいただきました。私どもとしては、主に地域おこし協力隊2人をベースにこの事業を取り組みたいということなので、いま思っているのはこの2人分、若干雇上げが必要となってくればその対応はしなければいけないと思いますが、地域協力隊2人ということで考えております。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 学校で使えるもので作れるものがあれば、企業と相談して進めていきたいと思っています。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第14 議案第14号

○議長（相川繁治君） 日程第14、議案第14号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第14号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第15号

○議長（相川繁治君） 日程第15、議案第15号、平成26年度占冠村村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第15号、平成26年度占冠村村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第16 議案第16号

○議長（相川繁治君） 日程第16、議案第16号、平成26年度占冠村簡易水道特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） ちょっと1点だけお尋ねいたします。80ページの2款管理費、1項施設管理費、1目施設維持費の11節需用費のところの光熱水費の123万5千円の増額というのは、結構大きな額なので、ちょっとこの内容というか説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） お答えします。光熱水費ですけど、これは電気料金のアップによるものの計上となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論は、ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第16号、平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第17 議案第17号

○議長（相川繁治君） 日程第17、議案第17号、平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第17号、平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第18 議案第18号

○議長（相川繁治君） 日程第18、議案第18号、平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 1点だけお尋ねいたします。90ページの1番上の3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目の事業費負担金なのですが、説明に介護保険事業補助金ということで説明があります。当初予算では0円だったわけなのですが、この介護保険事業という補助金は、人が特定されて

いる補助金なのか、その事業の説明と補助金の特定があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 今回の介護保険事業補助金144万円の増額の計上ですが、この内容につきましては国庫補助金ということで今回制度改正に伴いまして、介護保険システムの改正内容による改修を要する事業の2分の1を補助するという内容で交付を受ける内容になっております。ですから、当初予算での計上はございませんでしたが今回の法改正に伴いましてのシステム改修ということでのご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第18号、平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第19 議案第19号

○議長（相川繁治君） 日程第19、議案第19号、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。こ

れをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第19号、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第20 意見書案第15号

○議長(相川繁治君) 日程第20、意見書案第15号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

五十嵐正雄君。

○4番(五十嵐正雄君) 意見書案第15号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく佐野一紀。同じく賛成者、山本敬介。

読み上げて提案をいたします。年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、リスク性資産割合を高める

方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記、1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年12月16日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上です。よろしくお願ひします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を省略します。

これから、意見書案第15号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程21 閉会中の継続調査所管事務調査申出

○議長(相川繁治君) 日程第21、閉会中の継続調査所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。平成26年第7回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 3月 2日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 木 村 一 俊